

小野町過疎地域持続的発展計画 (案)

令和3年 月

福島県 小野町

1 基本的な事項	1
(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 行財政の状況	3
① 行政	3
② 財政	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針	5
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	7
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7) 計画期間	7
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8
2 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項	9
(1) 移住・定住の促進	9
① 現況と問題点	9
② その対策	9
③ 計画	9
(2) 地域間交流の促進	10
① 現況と問題点	10
② その対策	10
③ 計画	10
(3) 人材育成	10
① 現況と問題点	10
② その対策	11
③ 計画	11
3 産業の振興	12
(1) 農林業の振興	12
① 現況と問題点	12
② その対策	13
③ 計画	14
(2) 地場産業の振興	15
① 現況と問題点	15
② その対策	15
③ 計画	16

(3) 企業の雇用対策	16
① 現況と問題点	16
② その対策	16
③ 計画	17
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	17
(4) 新たな産業の創出	17
① 現況と問題点	17
② その対策	18
③ 計画	18
(5) 商業の振興	18
① 現況と問題点	18
② その対策	18
③ 計画	19
(6) 観光	19
① 現況と問題点	19
② その対策	20
③ 計画	21
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	21
(7) 産業振興促進事項	21
① 産業振興促進区域及び振興すべき業種	21
② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	21

4 地域における情報化 22

(1) 情報通信基盤の整備及び活用	22
① 現況と問題点	22
② その対策	22
③ 計画	22
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	22
(2) 情報発信力の強化	23
① 現況と問題点	23
② その対策	23
③ 計画	23

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進 24

(1) 国・県道及び町道の整備	24
① 現況と問題点	24
② その対策	24
③ 計画	25
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	25
(2) 農道及び林道の整備	25
① 現況と問題点	25
② その対策	25
③ 計画	26
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	26

(3) 交通確保対策	26
① 現況と問題点	26
② その対策	26
③ 計画	27

6 生活環境の整備 ----- 28

(1) 水道、廃棄物及び污水处理施設、火葬場等の整備	28
① 現況と問題点	28
② その対策	29
③ 計画	30
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	30

(2) 公営住宅の整備	31
① 現況と問題点	31
② その対策	31
③ 計画	31
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	31

(3) 空き家対策	31
① 現況と問題点	31
② その対策	32
③ 計画	32

(4) 消防・防災体制等の整備	32
① 現況と問題点	32
② その対策	32
③ 計画	33
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	33

(5) 自然災害対策と自然環境保全・継承	33
① 現況と問題点	33
② その対策	34
③ 計画	34
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	34

(6) 防犯・地域安全	35
① 現況と問題点	35
② その対策	35
③ 計画	35

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ----- 36

(1) 子育て環境の確保対策	36
① 現況と問題点	36
② その対策	38
③ 計画	40
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	40

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	41
① 現況と問題点	41
② その対策	42
③ 計画	43

④ 公共施設等総合管理計画等との整合	44
8 医療の確保	45
(1) 特定診療科に係る医療確保対策	45
① 現況と問題点	45
② その対策	45
③ 計画	46
9 教育の振興	47
(1) 学校教育施設等の整備	47
① 現況と問題点	47
② その対策	47
③ 計画	48
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	48
(2) 公民館、集会施設、体育施設、図書館等の整備等	49
① 現況と問題点	49
② その対策	49
③ 計画	50
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	51
10 集落の整備	52
(1) 集落機能の維持・向上	52
① 現況と問題点	52
② その対策	52
③ 計画	52
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	53
(2) 集落の再編	53
① 現況と問題点	53
② その対策	53
③ 計画	54
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	54
11 地域文化の振興等	55
(1) 地域文化の振興等	55
① 現況と問題点	55
② その対策	55
③ 計画	56
④ 公共施設等総合管理計画等との整合	56
12 再生可能エネルギーの利用の推進	57
(1) 再生可能エネルギー利用推進	57
① 現況と問題点	57
② その対策	57
③ 計画	57

13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	58
(1)	役場庁舎整備推進	58
①	現況と問題点	58
②	その対策	58
③	計画	58
④	公共施設等総合管理計画等との整合	58
(2)	結婚支援	58
①	現況と問題点	58
②	その対策	59
③	計画	59

1 基本的な事項

(1)町の概況

小野町は福島県の中通りと浜通りを隔てる阿武隈山系の中部、田村郡の南部に位置し、東西 12.45km、南北 15.95km、総面積 125.18 km²を有している。地形は、四方を高柴山(884m)、一盃山(856m)、十石山(718m)、矢大臣山(964m)など標高 700m を超える山々に囲まれた丘陵地帯で、町の中央には太平洋に注ぐ右支夏井川が流れ、その流域に沿った平坦地に市街地が形成されている。また、夏井川水系の支流として車川、黒森川、十石川などが町内を流れており、これらの河川の流れに沿って耕地が形成されている。

本町の中心部の標高は 432m、令和 2 年の平均気温は 11.7℃と冷涼な準高冷地の気候を呈しており、冬場の最低気温は-10℃を下回ることもある。降水量については 1,092mm と県平均より少ない。

本町は自然環境資源に恵まれており、高柴山、東堂山、矢大臣山の 3 地区が阿武隈高原中部県立自然公園の指定を受けている。高柴山にはヤマツツジ約 3 万株が、矢大臣山にはアズマギクが群生しており、毎年多くの観光客が訪れる。また、東堂山のスギ、高柴山のヤマツツジ、諏訪神社の翁スギ姫スギが県民からの投票で選ばれた「ふくしま緑の百景」に選定されている。

口承によれば、本町の発祥は天武天皇、持統天皇の御代(600 年頃)にさかのぼる。その後、桓武天皇の御代(800 年頃)に征夷大將軍として朝廷の命を受けた坂上田村麻呂がこの地を含む、当時蝦夷地と言われていた地帯に大和の新しい文化をもたらしたこと、坂上田村麻呂の東征後にこの地にやって来た小野^{たかむら}篁によって産業、文化が伝えられたことが今日の小野町の基をなしたという伝承がある。町内の歴史ある神社・寺院の多くも西暦 800 年前後に創建、開基をみている。その後、次々と支配層が交代する激動の中世、近世を過ぎ、明治 22 年に小野新町村・飯豊村・夏井村が成立した。明治 29 年に小野新町村が小野新町となった後、昭和 30 年に 1 町 2 村が合併して現在の小野町が誕生した。

本町は古来より沿岸部と内陸を繋ぐ交通の要所であり、浜通りから中通り・会津方面に出る道は必ず小野町を通るという地理的な条件から、田村郡内屈指の宿場街として栄えた。現在も、国道 349 号線が町を縦断しているほか、磐越自動車道小野インターチェンジが設置され、福島空港アクセス道路であるあぶくま高原道路が小野インターチェンジを起点にして磐越自動車道と東北自動車道を繋いでいるなど、地域の交通の要所という位置付けは変わっていない。さらに、本町と富岡町を繋ぐ福島復興再生道路(県道吉間田滝根線)が建設中であり、本町の重要性はますます高まっている。

本町は、交通の要所という地理的条件を活かした宿駅のほか、馬の守り神として広範な地域から信仰を集めた東堂山満福寺に象徴されるように、馬産で有名な地域であった。また、高冷山岳地域で米作りにあまり適さない土地柄であったことから水稲定着に時間を要したため、葉たばこの生産がさかんに行われていた。しかし、葉たばこ需要の減少に伴う生産調整や耕作者の高齢化・後継者不足等により、耕作面積は減少している。

現在は、水稲や畜産を主とし、冷涼な気候や昼夜の温度差といった平坦地では得ることができない特性を活かした野菜(トマト・ピーマン等)など多様な農産物を生産するとともに、黒にんにくへの加工、販売に代表される 6 次産業化に取り組んでいる。

町内の工業用地には製造業をはじめとした誘致企業が立地しており、自動車をはじめとした輸送機械の部品等を生産する企業が多く地域の雇用を支えているが、人口減少より必要な人材の確保が難しくなる一方、外国人技能実習生の受け入れは増加傾向にある。また、地域の特徴的な産業としては、蛭石の採取・加工業がある。

本町では人口減少とともに少子高齢化が進んでおり、年齢構成を見ると平成 27 年国勢調査時の高齢化率は 31.0%に達している一方で、若年者比率は 12.5%となっている。少子

高齢化は全国的な傾向であるものの、本町においては特に、リーマンショックに端を発する世界的な不況により、企業の撤退や事業規模縮小が相次いだ平成 17 年から平成 22 年にかけて若年者の数が大きく減少している。

今後、全国的に少子高齢化が進行することが予想されていることから、町の将来を担う若者の定住を図り、人口減少に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。

本町では、かねてから町民の働く場を確保するために積極的な企業誘致活動を行ってきたことから、今後も町の交通アクセス環境等の優位性を積極的に P R し、企業誘致活動や企業支援を継続して行うことにより、安定的な雇用の確保、ひいては移住者・定住者、関係人口の増加を図っていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は昭和 35 年の国勢調査時には 17,441 人であったが、減少が続き、平成 27 年の国勢調査時には 10,475 人となっている。

平成 27 年国勢調査によると、65 歳以上の高齢者の比率は 31.0%と県平均 28.7%に比べて高い値となっている。15 歳から 29 歳の若年者の比率については、12.5%と県平均の 13.2%に比べて低い値である。高齢者の割合と若年者の比率について時系列で見ていくと、高齢者の比率は調査を重ねるごとに上昇していることがわかる。一方、若年者の割合については、昭和 55 年までは横ばいの状態であったが、その後は減少傾向にある。

本町の産業別就業人口割合は、昭和 35 年時点で全体の 6 割を占めていた第 1 次産業が大きく割合を減らしており、第 2 次産業と第 3 次産業の割合が増加している。かつて町の中核的な産業であった農林業に従事する者の割合は、平成 27 年の国勢調査時点では全体の 2 割に満たず、町民の多くが第 2 次産業や第 3 次産業に従事している。

一方、第 2 次産業に従事する者の割合は、昭和 35 年から平成 7 年にかけて大きく増加している。特に、昭和 40 年から昭和 45 年にかけてと昭和 60 年から平成 2 年にかけての上昇率が大きく、高度経済成長期や町で工業団地を造成して積極的な企業誘致を図った時期と重なっている。

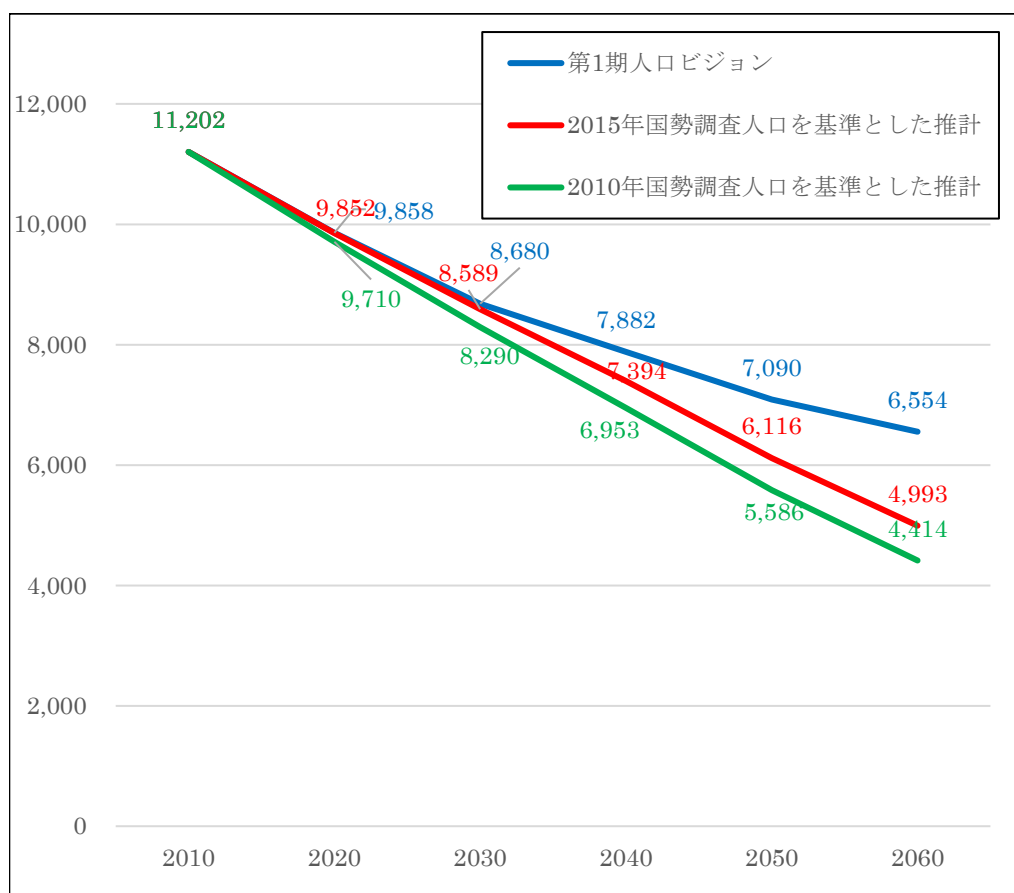
第 3 次産業に従事する者の割合については、昭和 40 年から昭和 45 年にかけて若干減少したものの、それ以外の時期は一貫して増加しており、平成 17 年の国勢調査以降は第 3 次産業が本町で一番従事する者の多い産業となっている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	17,441 人	14,516 人	△16.8 %	13,431 人	△7.5 %	12,105 人	9.9 %	10,475 人	△13.5 %
0 歳～14 歳	6,571 人	3,850 人	△41.4 %	2,888 人	△25 %	1,695 人	△41.3 %	1,203 人	△29.0 %
15 歳～64 歳	9,876 人	9,352 人	△5.3 %	8,454 人	9.6 %	7,208 人	△14.7 %	5,991 人	△16.9 %
うち 15 歳 ～29 歳(a)	3,997 人	3,251 人	△18.7 %	2,206 人	△32.1 %	1,983 人	10.1 %	1,314 人	△33.7 %
65 歳以上 (b)	994 人	1,314 人	32.2 %	2,089 人	59.0 %	3,206 人	53.5 %	3,246 人	1.2 %
(a)/総数 若年者比率	22.9 %	22.4 %	-	16.4 %	-	16.4 %	-	12.5 %	-
(b)/総数 高齢者比率	5.7 %	9.1 %	-	15.6 %	-	26.5 %	-	31.0 %	-

表1-1(2) 人口の見通し

単位：人



(3) 行財政の状況

① 行 政

本町の行政組織は、年々多様化する町民ニーズや行政課題に柔軟かつ迅速に対応し、政策を効率的・効果的に進めるため、「笑顔とがんばり行革大綱」に基づく行政機構の整備を進めてきたところである。

また、消防、情報管理、し尿及びごみ処理など広域行政に対応した取り組みについても各種施策を行ってきたところである。

現在までの厳しい財政事情から、職員数の削減等による人件費等義務的経費の削減を図りながら町政運営を行ってきたところであるが、人口減少と少子高齢化が今後一層進むことが予測される中、さらに多様化していく町民ニーズと、増大する事務事業に対し、限られた職員数でいかに迅速かつ適切に対応していくかが今後の課題である。

このため、今後も行政機構や事務処理の簡素合理化、人事及び定員管理の適正化を図るとともに、RPA^{※1}等のICT^{※2}を活用した行政のデジタル化を加速させ、事務作業

※1 これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取り組み。Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略。

※2 情報通信技術の総称。Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。

の効率化と行政サービスの向上に取り組み、将来にわたって持続可能な住み良いまちづくりを目指す。

② 財 政

本町財政の現状は、依然として自主財源に乏しく、財政力指数（平成 30 年度から令和 2 年度）は、0.36 と財政基盤は脆弱で、歳入の約 4 割を占める地方交付税や国県支出金等に依存した財政運営を余儀なくされている。

今後、全国的な問題でもある人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響等により、町税等の収入が減少する一方、社会保障関係費の地方負担やインフラ施設を含めた老朽化した公共施設の維持補修費、地方債の元利償還金等は年々増加すると予測され、本町の財政を取り巻く環境は依然厳しい状況である。

また、社会・経済情勢の大きな変化や町民の多様なニーズに対応するため、各種事業の推進にあたっては、過疎対策事業債や臨時財政対策債等の借入れにより実施していることから、地方債残高は年々増加している。

このような状況の中、町税等の自主財源や国県等の有利な財源の積極的確保を図るとともに、これまで以上に限られた財源の重点的・効率的配分を行うほか、事務事業の見直しなどの行財政改革による財政健全化に向けた継続的な取り組み、歳入に見合った歳出構造を着実に維持し、持続可能な財政運営に努める必要がある。

表 1-2(1)財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	5,520,812	5,731,195	5,847,857
一 般 財 源	3,224,365	3,535,304	3,505,100
国 庫 支 出 金	1,074,464	552,824	433,905
都道府県支出金	239,277	567,802	558,924
地 方 債	417,574	535,408	694,712
うち過疎対策事業債	0	327,600	514,700
そ の 他	565,132	539,857	655,216
歳 出 総 額 B	5,097,970	5,620,354	5,587,947
義 務 的 経 費	1,830,533	1,874,219	1,835,893
投 資 的 経 費	1,172,798	1,139,381	1,403,418
うち普通建設事業	1,161,903	1,117,550	1,185,610
そ の 他	2,094,639	2,606,754	2,348,636
過疎対策事業費	0	412,012	711,934
歳入歳出差引額 C(A-B)	422,842	110,841	259,910
翌年度へ繰越すべき財源 D	295,019	65,014	107,666
実質収支 C-D	127,823	45,827	152,244
財 政 力 指 数	0.34	0.33	0.35
公 債 費 負 担 比 率	11.5	10.8	11.0
実 質 公 債 費 比 率	13.5	8.3	6.1
起 債 制 限 比 率	-	-	-
経 常 収 支 比 率	85.0	84.8	88.1
将 来 負 担 比 率	2.9	-	-
地 方 債 現 在 高	4,473,542	4,462,005	5,450,081

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)		51.5	63.8	67.2	69.9
舗 装 率 (%)		50.5	67.7	74.6	80.8
農 道					
延 長 (m)					6,862
耕地 1ha 当たり農道延長(m)		55.5	2.7	4.0	-
林 道					
延 長 (m)					22,543
林野 1ha 当たり林道延長(m)		3.5	2.9	2.9	-
水 道 普 及 率 (%)		43.6	41.2	45.5	49.2
水 洗 化 率 (%)	-	-	77.5	91.4	97.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	-	16.5	18.2	10.3	12.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、平成 26 年 4 月 1 日に過疎地域の指定を受けたことに伴い、小野町過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策に取り組んできたところである。

平成 28 年度からは、認定こども園整備への着手をはじめ、子育て応援金の交付や子育て応援基金の創設、妊産婦医療費助成等の子育て支援や小学校校舎等の改修や学校 I C T 環境等整備による学力向上対策に取り組むとともに、社会教育の推進、社会体育施設の整備により教育の振興を図ってきた。

また、タクシーを利用した交通弱者への支援や町道・橋りょう・河川改修、消防施設及び設備の充実、防犯灯の L E D 化、ペット火葬場、防災・緊急ヘリポートの整備等交通通信体系や生活環境の充実、まちめぐり観光誘客事業や活力ある地域づくり事業等産業の振興や集落の整備にも重点的に取り組むなど、過疎地域自立に向け各種施策に取り組んできた。

一方、まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、「小野町人口ビジョン」及び「小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地域創生総合戦略」という。）を平成 27 年 10 月に策定し、令和 2 年 3 月の改定を経て、産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・マスコミ等との連携強化を図り、過疎地域自立促進施策とともに人口減少を抑制し、長期的に持続可能なまちづくりを目指した取り組みを進めてきた。

しかしながら、過疎地域においては、人口減少、少子高齢化の進行など他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が多種多様な課題が山積している。

今後、前述した本町の現状と今日までの過疎対策の実績、さらには地域創生総合戦略の有効活用等により、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への転換といった過疎地域の課題の解決に資する取り組みを加速させ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが重要であり、本町の総合計画である「未来へ おのまち総合計画」で掲げる将来像「人も自然も元気 みんなの笑顔が かがやくまち」の実現のため、次の 4 つの基本方針に基づく施策の推進により地域の持続的発展を目指す。

I 子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために

- ・深刻な少子高齢化が進む中、関係機関との連携強化に努め、安心して子どもを産み、地域と一体となり育てることのできる子育て環境整備に取り組む。
- ・小・中学校におけるＩＣＴや外国語教育など学力向上対策や社会教育の推進により、特に町の将来を担う若者の教育環境を整備し、地域社会を担う人材の育成に取り組む。
- ・地域の歴史と風土、先人の遺産である文化財などの地域資源等を活用し、郷土と文化等を愛する豊かな心を育成するための環境整備に取り組む。

II 便利で住みよいきれいな町を目指して

- ・町道、橋りょう、水道、廃棄物処理施設などの生活インフラや教育施設など町の生活を支える施設の老朽化が進行していることから、維持・改良に取り組む。
- ・安全で安心して生活できるよう、消防設備の整備や防犯防災体制の強化に取り組む。
- ・交通弱者の日常生活における交通機能の確保及び向上を図るため、町の実情にあった公共交通システムの構築に取り組む。
- ・町と町民が協働で地域の課題解決や活力を維持するため、ＩＣＴを有効活用に向けたデジタル環境整備に取り組む。
- ・地球温暖化対策のため、再生可能エネルギーの利用促進施策の拡充に取り組む。
- ・基礎自治体としての行政サービス提供体制を維持するため、特に若者の移住・定住を促進するとともに、関係人口の確保に取り組む。

III 将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ

- ・高齢者が地域社会の中で、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、生涯学習、就業の場、文化・スポーツ分野など、元気な高齢者がその能力を発揮できる環境の充実を図るとともに、保健福祉サービスの充実はもとより地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組む。
- ・町民自らが健康に関心を持ち生活習慣を見直す機会として、健康診査の受診や健康教室への参加を積極的に推進するなど、生涯にわたる健康づくりに取り組む。
- ・将来にわたって安心して生活が送れるよう、持続可能な医療体制を確保し、健康長寿の積極的な推進に取り組む。

IV 働く喜びをみんなで感じるために

- ・人口減少や若者の流出、高齢化の進展等による地域の課題を、住民自らが主体性をもって解決しようとする地域活動を支援するなど、集落の維持及び活性化に取り組む。
- ・ほ場の整備、農地の集積、高齢化及び後継者対策、特産品のブランド化、6次産業化や環境にやさしい循環型農業の推進など、農地、森林等の適正な管理等に配慮しながら、新しい時代の農林業の振興により、元気で活力のあるまちづくりに取り組む。
- ・若者の定住は、産業の振興や地域の活性化の原動力であることから、町内企業等の安定した雇用や若者に魅力のある就業の場づくりの支援に積極的に取り組む。
- ・情報手段・交通網の発達や住民ニーズの多様化が進んでおり、行政サービスの提供は市町村単位ではなく、地域全体が連携し、協調して取り組まなければならない時代へと移ってきている。同じ課題を抱え、顔の見える圏域や交流のある自治体間において、地域のニーズにあった効率的でスケールメリットを発揮できる自治体間連携に取り組む。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

小野町人口ビジョンにおける人口の将来展望に基づき、以下の目標達成に向け、地域の持続的発展の基本方針に基づく施策を推進する。

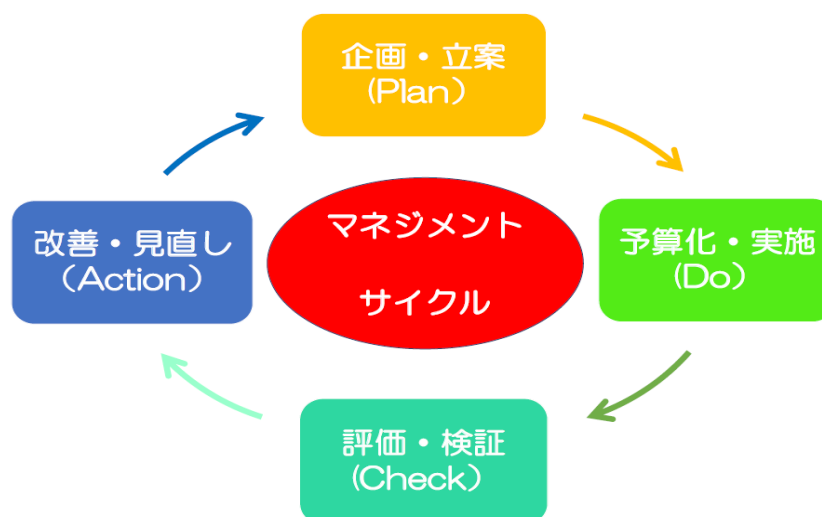
	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
人口	9,490 人	9,252 人
社会増減	△114 人	△50 人

※現状値は、福島県現住人口調査による。人口は、令和２年１０月１日現在、社会増減は、令和元年１０月１日から令和２年９月３０日の転入・転出合計値により算出。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

地域の持続的発展の基本方針に基づく過疎対策施策の実効性を高めるため、PDCAマネジメントサイクルにより、毎年度、庁内の推進体制、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、マスコミ、町民代表等で構成された外部組織において、地域創生総合戦略に掲げる施策とともに目標達成状況の評価・検証を行い、改善を加えながら施策を推進する。

【図表】PDCAマネジメントサイクルによる進行管理のイメージ



(7) 計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に基づく全ての公共施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画に定める基本的な考え方に従うこととし、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

小野町公共施設等総合管理計画抜粋

～「第3章 3. 2. 1 公共施設の管理に関する基本方針
3. 2. 2 インフラ施設の管理に関する基本方針」～

3. 2. 1 公共施設の管理に関する基本方針

【基本方針1】 保有総量の抑制

将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るため、地域特性や将来的なサービス需要を十分に踏まえ、より一層積極的に既存施設の集約化・複合化や機能転換等を推進し、保有総量を可能な限り増やさずに必要なサービス量の確保に努めます。

【基本方針2】 将来更新費用の低減・平準化

建替えや大規模改修等にかかる将来更新費用を抑制し、町の財政負担を低減・平準化するため、建物や設備機器等の問題が軽微な段階で適切な対策を行い、既存施設の長寿命化を図ります。

【基本方針3】 公共サービスの質的向上

公共サービスの質的向上と財政負担の軽減を同時に推進するため、行政の管理・監督責任を適切に果たしつつ、指定管理者制度等の民間参入についても十分検討し、住民や地域活動団体を含めた多様な主体との連携・協働によるサービス提供の拡大を図ります。

3. 2. 2 インフラ施設の管理に関する基本方針

【基本方針1】 将来更新費用の低減・平準化

公共施設と同様に、既存施設の補修・補強等にかかる将来更新費用を抑制し、財政負担を低減・平準化するため、損傷が軽微な段階で補修・補強等の対策を行い、既存施設の長寿命化を図ります。

【基本方針2】 効果的・効率的な施設機能の維持

既存施設の機能の健全度をより効果的かつ効率的に維持するため、安全・安心で快適な住民生活を確保する上での重要度や緊急度、財政計画との整合性を十分に勘案しながら、従来にも増して計画的で高い実効性を伴った補修・補強等に努めます。

【基本方針3】 維持管理にかかる経費の削減

既存施設の日常的な維持管理や補修・補強等にかかる経費の削減に向け、民間企業の取組み方法や新たな技術等を導入し、大規模な補修・補強等の機会を的確に捉え、耐久性の高い材料や工法等を導入する必要があります。

2 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

(1) 移住・定住の促進

① 現況と問題点

本町では、定住・二地域居住を希望する方に対し、町での暮らしについてのセミナーの開催やフェアへの参加を積極的に行うほか、交流人口を拡大するための各種支援事業を行ってきた。

しかし、急速な少子高齢化、人口の減少及び過疎化の動向を踏まえ、町への転入者の増加だけではなく、町から人口が流出しないようにするためのさまざまな施策の検討が急務となっている。

今後は、定住人口や交流人口だけではなく、地域や地域の人々と多様に関わる者「関係人口」にも着目し、継続的なつながりを持つ機会の提供が必要となる。

また、定住促進に関する施策については、町の広報紙やウェブサイト、移住情報プラザ「つどっておのまち」等で情報発信を行っているが、生活情報や空家情報の発信は十分でなかったことが課題である。

より身近な情報をリアルタイムに提供するための手法として、ウェブサイトやSNS※3等のさまざまな情報配信機能を活用した体制を構築する必要がある。

② その対策

小野町ふるさと暮らし支援センターと連携しながら各種セミナーやフェアなどへ参加し、定住・二地域居住を希望する方に対しての各種相談窓口の強化と情報提供体制の充実を図る。

また、小野町移住・定住推進事業実施要綱を随時見直し、移住者や在住者への支援施策の充実を図る。

その他、地域おこし協力隊などの制度を活用して地域外の人材の町への移住を促進し、隊員が活動期間を終えた後も町に定住・定着できるよう支援する。

さらに「ふるさと納税制度」においては、引き続き町の特色を活かした返礼品の充実に取り組むとともに、ウェブサイトやSNS等を活用し、町の魅力を積極的に発信することで寄附者との継続的なつながりを構築し、関係人口の増加を図る。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住推進事業 （関係人口及び定住人口の拡大を図り、地域の活性化に資するため、移住者や在住者への支援を行う）	小野町	
		地域おこし協力隊設置事業 （地域外の人材を受け入れ、地域の活力の維持・強化を図るため、小野町地域おこし協力隊を設置し、隊員の募集活動や着任した隊員の活動支援等を行う）	小野町	
		ふるさと納税事業 （関係人口創出のため、ふるさと納税制度を活用する）	小野町	

※3 Web上で社会的ネットワークの構築を可能にするサービス。Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。

(2) 地域間交流の促進

① 現況と問題点

多様な交流活動がもたらす人、もの、情報などが地域の人材育成や文化の発展、経済の活性化に大きな効果をもたらすことから、地域資源を積極的に活かした交流活動が、まちづくりや人づくりに欠かせない取り組みとなっている。

本町では、沖縄県石垣市や東京都荒川区、埼玉県戸田市と行政上や民間団体による交流を行っている。

こうした都市と今後も観光や農業、スポーツ、教育、文化など幅広い交流により友好関係を深めるとともに、防災面などの協力体制の連携が期待される。

② その対策

沖縄県石垣市、東京都荒川区、埼玉県戸田市などの友好都市等との自治体間交流や町民主体の交流を促進するとともに、地域の特色（自然環境、観光資源、文化歴史等）を活かした相互補完ができるような地域間交流活動の創出に努める。

③ 計画

○ 事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	地域間交流事業 （地域間の友好関係・協力体制の構築や地域の活性化のため、友好都市等との地域間交流を行う）	小野町	

(3) 人材育成

① 現況と問題点

少子高齢化や核家族化の進行、高度情報通信網の発達の影響とも言える個人主義のまん延が地域活力の醸成への障害となっていると思われる。

地域の持続的発展には、地域の活性化・地域力の向上が必要不可欠であり、そのためには多種多様な経験に基づく地域の核となる人材の育成が重要である。

学校教育の現場においても、電子教材やインターネットを活用した学習が導入されるなど、学習環境は大きく変化しており、子ども達だけでなく、指導する教職員への支援も必要となっている。

また、社会の急速なグローバル化の進展の中で、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要となる。国際共通語である英語力の向上は地域の将来にとって不可欠であり、基礎的・基本的な知識・技能とそれらを活用して、主体的に課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を備えた人材の育成は、地域の将来的な可能性の広がりには欠かせない。

現在、町内の全ての幼児施設と小・中学校において、２人の外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）を活用した英語教育を実施している。加えて、生の英会話や異文化に触れる小・中学生国際交流体験事業や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時中断しているものの２５年以上に渡り継続して実施している、中学生を海外研修に派遣する「中学生の翼」事業を通じて、異文化理解と英語を用いてコミュニケーションを図るための体験学習を推進している。

このほか、夏休み期間の学習の補完を目的としたサマーショートプログラムの実施や、子ども達の健全育成のための体験学習、一般成人・高齢者を対象とした英会話教室

の開催など、各種生涯学習事業を行っているものの、単発的であり、一貫した事業展開に基づく継続性が望まれている。

また、県立高等学校の募集定員が毎年減少しており、町内の小野高校においても令和3年度から募集定員が40人減の80人となった。「県立高等学校改革前期実施計画」において、統合再編対象とされた高校は、一方か双方が1学年3学級以下の学校との方針であった。小野高校は、前期計画においては統合再編対象とならなかったが、入学者が年々減少していることから、後期実施計画での統合再編対象となるかが危ぶまれている。

小野高校の存続と発展を支援することが地域全体の活力向上に資するものとする。

② その対策

今後、子ども達の学習を補完するために、時代のニーズに即応した電子機器等の教材を十分に活用できるよう、指導及びそれに付随する支援体制の充実を図る。

生涯学習においては、まちづくりに資することのできる多種多様な体験などに基づく知識獲得の機会を多く提供することにより、住民のあくなき探究心を掘り起こし、自己研鑽による自信から、地域活性化の核となる人材の育成を図る。

また、グローバル化が進展する中、幼児から高齢者まで全ての町民を対象に、ALTによる生きた英語教育を推進するとともに、海外派遣事業「中学生の翼」や小・中学校国際交流体験事業の内容充実を図り、国際感覚を養い広い視野を持った青少年を育成する。

このほか、地域を支える核となって活躍する社会に貢献できる人材育成のため、高校や関係団体等と連携し、小野高校の更なる魅力向上のための施策を実施する。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	子ども達の学習支援 （高度情報化通信機器等に代表される新たな教材を十分活用するための支援）	小野町	
		人材育成事業（人・地域づくり公営塾（仮称）） （町民の探究心を掘り起こし、知識や経験に基づく自信から、地域活性化の核となる人材を育成）	小野町	
		国際交流事業（外国人社会教育指導員配置事業） （町民の英語学習を支援するための外国人社会教育指導員配置）	小野町	
		国際交流事業（中学生の翼事業） （国際感覚を持った人材を育成するための海外体験事業）	小野町	
		小・中学生国際交流体験事業 （小・中学生を専門研修施設に派遣し、生の英会話・異文化体験を行う事業）	小野町	
		小野高等学校連携推進事業 （小野高校の更なる魅力向上に資するための事業）	小野町	

3 産業の振興

(1) 農林業の振興

① 現況と問題点

ア 農業

各農業者・集落・行政区等により農地、農業用施設の保全・管理を行ってきたが、農業従事者の高齢化、専業農家の減少などにより、管理が十分ではない状況となっているため、人と農地の未来の設計図である「人・農地プラン」の策定を進め、これを基に、国等の施策を中心とした基盤整備を推進し、担い手への農地集積を図る必要がある。

「健康なからだは健康な食べものから、健康な食べものは健康な土から」を基本理念に、ミネラル野菜の栽培を推進しているが、今後は、更に産業の振興と健康づくりを推進するため、発酵食品の普及・開発を図る。引き続き生産者減少等によるにんにく等の作付面積の減少も懸念されることから、新たな作物の栽培に対する支援や6次産業化に向けた対策を講ずるなど、高付加価値を戦略として農業者の所得向上を図り、継続して栽培に取り組める環境を醸成することが必要である。

基幹作物の一つである水稻の栽培については、農業者のたゆまぬ努力にもかかわらず厳しい経営状態が続いている。さらに国の米政策も生産数量目標の配分の廃止など大きく転換となり、これらに対応した経営への支援を行っていく必要がある。

葉たばこについては、東日本大震災、原子力災害の影響による生産者の減少により耕作面積が減少したものの、当地方の伝統的な作物であることから、産地の維持について町としても継続して支援する必要がある。

畜産については、毎年度計画的に優良乳用雌牛、優良肉用雌牛の導入を行ってきた。震災後、牛の価格が全体的に下落し生産意欲の低下がみられたが、現在は規模拡大などを予定している農家も出てきていることから、今後も積極的な支援が必要である。

優良な堆肥を円滑に循環することは畜産経営の一助となるものでもあり、耕種農家の協力を得ながら、耕畜連携・循環型農業の推進を図る必要がある。農業は主食である米をはじめ野菜や肉の生産など、私たちの”いのち”を育む大切な産業であるとともに、美しい農村景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全など多面的な機能も担っている。しかしながら、他産業の発展や国際化の進行とともに農業後継者は減少し、加えて共同活動について、農用地、水路等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増加等に伴い、耕地の管理なども行き届かないなど、健全な農業農村環境を守ることが困難な状況となっている。

他方、輸入食料品の残留農薬、産地偽装や不正表示など食の安全を揺るがす問題が表面化し、改めて食の安全に対する関心と国産農畜産物を見直す機運が高まっている。

本町では、健康な土づくりを通して生産性と付加価値の高い農業の推進に取り組んでいるが、担い手の高齢化、農産物価格の低迷などを背景として、期待する効果を得るにはさらなる努力が必要となっている。

本町の基幹産業として農業の持続的発展を図り、農村風景・集落機能を維持していくためには、活力あふれる担い手の育成、多様な労働力の確保が必要である。併せてバランスの取れた土づくりや優良な農地の確保といった農業基盤の整備、遊休農地対策、畜産経営における効率的な生産や排せつ物の有効活用、葉たばこ廃作地等の有効活用などが課題となっている。

イ 林業

林業活動を通じて生産される木材は、再生産が可能で環境への負担の少ない資源である。持続可能な林業経営を確立していくためには、このような木材を、森林生態系の再生産能力を活用して繰り返し生産し、循環的に利用していくことが必要になる。

このため、木材及び林産物の生産機能や森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう、計画的かつ集約化された森林整備を推進するとともに、森林の保全・活用を図り、活力ある林業・木材産業づくりを進め、町民の快適な生活環境を守り、人と産業を育む豊かな森林づくりに努める必要がある。

また、原子力発電所事故によって森林整備や林業生産活動の停滞や森林の有する水源涵養や山地災害防止等などの公益的機能の低下が懸念されるため、間伐等の森林施業と路網整備を一体的に実施し、町の森林再生を図る必要がある。

② その対策

ア 農業

・ほ場整備事業の推進

農業経営の効率化、生産性の向上、コストの低減化等を図り、担い手への農用地集積を推進し、農地の荒廃、遊休化を防止するとともに、安定的な農業経営を確立するため、ほ場整備事業を推進する。

・農用地の確保、集積

各集落における話し合いのもと「人・農地プラン」の策定を進め、優良農地の確保と担い手への集積に努める。

・農業生産基盤（農業用ため池・道水路等）の保全と支援

農地の保全を図るため、農業者等が共同活動を実施する農業用施設の簡易な管理・維持補修活動を支援し、地域資源の適切な保安全管理を推進する。

・多様な農業担い手の育成、確保

長期的な農業振興を図るため、各集落における新規就農者等の担い手の確保・育成及び集落営農の推進に努める。また、経営規模が大きい個別経営体に対し、農業法人化の推進を図り、持続可能な農業経営を推進する。

・環境にやさしい循環型農業の推進

畜産経営で生産される堆肥の有効利用を図るため、町内耕種農家の協力を得ながら循環型農業を推進し、農地の地力向上に努める。

基幹作物である水稻栽培の推進のため、有機質肥料である堆肥を活用し、継続的な米の品質向上・確保に努めるほか、国等の制度改正に対応した体制整備に努める。

また、本町で推進しているミネラル野菜の栽培については、堆肥を利用した土づくりに努め、新たな振興作物の栽培にも取り組み、農業経営の向上・安定化を図る。

・優良牛導入による畜産の振興

畜産経営の安定化を図るため、計画的に優良な乳用雌牛、肉用雌牛の導入を行う。

・遊休農地対策の推進

遊休農地を活用した諸施策を継続して推進するとともに、遊休農地再生への取り組みも各集落の協力を得ながら推進する。また、定期的な農地パトロールの実施などにより、遊休農地化の防止に努める。

・発酵食品の普及と6次産業化の推進

町内産農畜産物の付加価値を高めるため、6次産業化を推進する。

また、自治体間の交流を深めながら、ミネラル野菜や米粉のほか、オリジナル味噌やチーズなどの発酵食品を活用した新たな商品開発にも取り組む。6次産業化の推進により、栽培農家や畜産農家等の収益増加を図る。

・6次産業化の推進

農作物の付加価値を高めるため、町内産農作物を活用した6次産業化を推進する。

また、自治体間の交流を深めながら、ミネラル野菜や米粉などを活用した新たな商品開発にも取り組む。6次産業化の推進により、栽培農家の増加及び遊休農地の解消を図る。

・鳥獣害の被害対策の推進

農作物への鳥獣による被害を未然に防止するため、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の駆除を実施する。

また、隊の運営を円滑に進めるため、住民理解の推進や身分の保障、後継者の育成など適正な体制の維持を図る。

イ 林業

原子力発電所事故、国産材の価格低迷、森林所有者の高齢化など、施業意欲の減退により手入れの行き届かない森林が散見されるため、林業関係団体及び森林所有者の意欲向上を醸成していく施策が必要である。

林業関係団体及び森林所有者等が行う間伐等の森林施業に対して助成を行うほか、施業効率化を図るための林業専用道路の整備など林業の担い手確保ができる環境づくりを進めていく。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	ほ場整備事業 （調査設計、ほ場整備ほか）	福島県・小野町	
		農業用施設維持管理事業 （ため池、水路等の維持管理、補修）	小野町	
		多面的機能支払事業 （農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する）	小野町	
	林業	森林整備事業 （国産材の価格低迷、森林所有者の高齢化などにより手入れの行き届かない森林の増加が懸念されるため、作業道の整備や森林整備に対する助成などにより森林整備を推進する）	森林所有者・森林組合・小野町	
		林業専用道整備事業 （持続可能な林業経営の実現に向けて搬出コストの軽減と施業効率化を図るため、林業専用道の整備を推進する）	小野町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	福島県産農林水産物PR支援事業 （県内外への農林水産物のPRを実施し、風評被害の払しょくを図る）	小野町	
		水田農業振興事業 （水稻の病虫害対策のため、薬剤購入補助、色彩選別機の導入等を行い、水田農業の振興を図る）	小野町	
		農地集積事業 （農業経営基盤の強化を図るため、「人・農地プラン」を策定する）	小野町	

		6次産業化事業 (地域資源を活用した6次化商品の開発を行い、農業者の収入安定、営農意欲の向上を図る)	小野町	
		発酵のまちづくり推進事業 (発酵食品の原料として地元の農産物を活用し、発酵食品の普及による町民の健康増進を図る)	小野町	
		ミネラル野菜づくり推進事業 (ミネラル野菜栽培の基礎となる堆肥施用による土づくりを推進するための取り組みを行い、高付加価値化による所得の向上や産地化を図る)	小野町	
		畜産振興事業 (優良な乳・肉用雌牛の導入のため、組合等へ導入補助を行い畜産業の振興を図る)	小野町	
		有害鳥獣駆除事業 (イノシシなどの有害鳥獣駆除の意欲向上のための報償費の支給や狩猟者登録への支援を行い、農作物の被害対策を推進する)	小野町	

(2) 地場産業の振興

① 現況と問題点

ア 中小企業の活性化対策

本町の経済活動を発展させ町民が豊かで活力ある生活を実現していくためには、雇用の多くを占め、町民生活と地域経済に密接に関係する中小企業の経営基盤安定を図ることが不可欠であり、各種支援制度の情報提供及び優秀な人材の確保を行う必要がある。

また、町特産物の御影石は、広く墓石・建材等に利用されており、一流ブランドとして高い評価も得ている。しかしながら、中国、その他地域からの輸入製品の影響を受けており、今後新たな製品の開発、加工技術の向上、後継者育成及びPR活動を支援することが必要である。

イ 特産品の開発

新たな特産品の開発については、商工会内に地域資源開発委員会を設置し、開発された「おのっこ一笑漬」、6次産業化により生まれた「黒にんにく」やご当地グルメ「おのまち小町アイスバーガー」は、消費者から高い評価を得ている。また、小野高校生による特産品開発や6次化発酵食品開発など新たな展開を広げているが、開発した特産品の販売、販路拡大、PR活動の向上に課題が残る。さらに、多様化する消費者ニーズを的確に捉え、特産品のブランド化や付加価値を付けるなど新たな取り組みも必要である。

② その対策

ア 中小企業の活性化対策

商工会との連携のもと、研修・相談機会の拡充や各種制度の情報提供など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成と事業拡大等の促進を支援する。

また、起業家育成や新産業の創出と既存企業の育成ため、関係機関や団体との連携のもと情報交換、技術交流、PR活動及び研修機会の提供を行うなど支援事業の整備を図る。さらに、これらの事業推進による新規雇用者の拡大を図る。

イ 特産品の開発

産学官が連携し、農林業者、商工業者及び小野高校生など意欲的に特産品開発に取り組む方々と一体となって新たな特産品を開発し、その販売やPR活動に対して支援を行う。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	中小企業経営合理化資金保証融資事業 （保証協会への原資貸付を行うことで、町内中小企業の経営基盤強化に必要な資金の融通を促進する）	小野町	
		小町ふれあいフェスタ支援事業 （産業及び芸術文化のPRイベントへの参加支援をすることにより、町内外に情報発信を図る）	小野町	関係人口の創出につながるなど、事業効果は一過性でなく、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。
		活力ある商店街支援事業 （町内事業所や団体が連携したまち歩き企画や特産品販売PR事業等を支援することにより、町内外に情報発信を図る）	小野町	

(3) 企業の雇用対策

① 現況と問題点

町への企業立地に向けた取り組みとして、首都圏での立地セミナーや日本立地センターによる企業立地動向調査、企業へのアンケート調査の実施など、関係機関と連携して積極的な企業誘致活動を行ってきた。

本町では、平成30年に株式会社アブリマの本社が移転するなど着実に小野町への企業立地が進んでいる。今後は、企業立地に向けて企業誘致活動を継続するほか、既存企業への新たな支援策を検討し、雇用の維持・拡大と経済活性化に向けた取り組みを続けていく必要がある。

その他、「福島県企業誘致推進協議会」や町内立地企業で組織している「小野町立地企業等懇談会」との情報交換、意見交換により企業と行政間の連携を図り、企業誘致や町内の雇用確保に繋げる支援強化を図る必要がある。

② その対策

国、県及び関係機関との連携をさらに深めるとともに、県内外で行われるイベント等での積極的なPR活動を実施し、企業誘致を推進する。

交通の要衝である本町の優位性を活かし、立地条件が不利な過疎地域にも企業を誘致できるよう、優遇制度を十分活用するとともに、企業等の即戦力となる人材の育成、確保を図るための支援を行う。

また、産学官連携による調査研究を実施し、町内企業の現状及び将来展望、経営課題等の整理分析を行い、企業ニーズに合った支援策を講じる。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(5) 企業誘致	工業団地調査・整備事業	小野町	
		普通財産（廃校小学校）施設修繕・解体事業	小野町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	企業誘致推進事業 （町内への企業誘致を図るため、工業用地のPR活動や適切な維持管理を行う）	小野町	
		ふるさと新卒者就労応援金事業 （町内における雇用確保のため、町内企業に就職した新卒者に就労応援金を交付する）	小野町	
		立地企業の支援拡充事業 （立地企業の雇用対策支援など企業ニーズに合った支援を行う）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「(3) 企業の誘致対策」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

(1) 行政系施設（普通財産）

- ・廃校となった小学校等については、地域の活性化と振興発展につながる有効活用ができる事業者等の募集を継続し、既に賃貸借契約を締結している施設については、貸与者等により適切な管理を行います。
- ・工業用地等として活用できる場合は、施設の解体撤去や用地売却など、総量の削減に努めます。

(4) 新たな産業の創出

① 現況と問題点

過疎地域の雇用を支えるためには、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫のある取り組みが必要となる。

小野町の事業所数は、総務省・経済産業省の「平成24年経済センサス活動調査」及び「平成28年経済センサス活動調査」によると、平成24年では547事業所であったが、平成28年では514事業所となっており、減少傾向にあることから、創業希望者への支援も必要である。加えて事業所の人材不足や代表者の高齢化が進んでいることから、人材確保や後継者育成などの対策も必要である。

町では産業競争力強化法に基づき策定した創業支援事業計画により、町内金融機関、小野町商工会等関係機関と連携し、創業希望者及び第二創業者（既に事業を営んでいる中小企業者か個人事業主又は会社・特定非営利活動法人において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出するもの）に対するワンストップ相談窓口を設置し、特定創業支援事業として「次世代創業塾」を行った。

② その対策

金融機関、小野町商工会、小野町立地企業等懇談会、小野町異業種交流会など町内関係機関と連携し、地域資源の活用や新たな産業を創出する取り組みを積極的に支援する。

「チャレンジショップ」や「レンタルオフィス」等の貸し出しを行い、町内での出店や創業を目指す方などを支援する。

広域的な連携を行い、クラウドファンディングを活用する事業者等を支援する。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	創業支援事業 (チャレンジショップやレンタルオフィスを運営し、町内での出店や創業を目指す方の支援やクラウドファンディングを活用する事業者等に対し、費用の一部を補助する)	小野町	

(5) 商業の振興

① 現況と問題点

ア 商業まちづくりの活性化

民間が主体となって商業環境の整備を行ったおのショッピングプラザへの、近隣の自治体の商圈を取り込んだ商業活動を行っていることから、集客が集中している。しかし、中心市街地においては、少子高齢化や後継者不足により空洞化が進み、さらに公立小野町地方総合病院が平成27年3月に新築・移転するなど、中心市街地の空洞化が更に加速する要素があるため、さまざまな中心市街地活性化施策の検討が必要となっている。

イ 事業者の経営基盤の強化

経営基盤安定強化を図るため、商工会と連携をとりながら事業者を対象とした各種支援策を講ずる必要がある。

② その対策

ア 商業まちづくりの活性化

商工会との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者・新規開業者などの育成、地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開、農業や観光と連携した特産品の開発・販売等を促進する。

また、商店街の環境・景観・街路灯の維持整備や空き店舗等対策のため、町民や事業者との協働のもとに検討を行い、人々が集うにぎわいの環境づくりを進める。

イ 事業者の経営基盤の強化

厳しい経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化促進を図る。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	商工関係団体補助 （町内商工団体に補助を行い、商工業及び地場産業の振興と育成を図る）	小野町	プレミアム付商品券発行支援を含むこの事業は、地域経済の好循環を生み出すことで、持続可能な地域社会の形成や地域資源を活かした地域活力の更なる向上が図れるなど事業効果は一過性でなく、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。
		街路灯協議会補助 （中心市街地に設置している街路灯の維持管理の補助を行い、商店街の環境美化及び賑わいを図る）	小野町	
		中小企業経営合理化資金保証融資事業【再掲】 （保証協会への原資貸付を行うことで、町内中小企業の経営基盤強化に必要な資金の融通を促進する）	小野町	
		活力ある商店街支援事業【再掲】 （町内事業所や団体が連携したまち歩き企画や特産品販売PR事業等を支援することにより、町内外に情報発信を図る）	小野町	

(6) 観光

① 現況と問題点

ア 観光誘客

交通の要所である小野インターチェンジの利点を生かし、地域資源を最大限活用し、人やモノの流れを町内にいかに呼び込むかが課題である。

また、本町には夏井千本桜をはじめとした数多くの観光資源があり、これら名所や景勝地を生かした観光誘客を図ってきたが、東日本大震災、原子力災害の影響により観光客数が激減した。震災から10年が経過したが、いまだ風評被害により震災前の観光客数を取り戻すには至っていない。

令和元年に開催された「リカちゃん通りサマーイルミネーション」では、多くの観光客が訪れ、地域の魅力を町内外に情報発信できたが、一過性で終わることなくさらなる観光誘客を図るため、各種観光施策を展開していく必要がある。

さらに、小野町には多くの銘木があり、大切な観光資源の一つとなっているが、銘木の多くは古木であるため、樹木医による診断や手入れなど後継樹の適正な管理が課題である。

イ レクリエーション施設等の管理及び整備

「緑とのふれあいの森公園」は、自然の地形を生かした「オートキャンプ場」や体験学習ができる「ふれあい森の家」、軽スポーツが楽しめる「森の体育館」など、自然を楽しむことができる施設である。現在、指定管理制度を導入し民間業者が管理運営しており、町内外から多くの方が利用している。

「湯沢体験農園管理施設」及び「湯沢地区活性化センター」は、都市と農村の交流施設として、農業体験を通じ地域住民との交流を促進する施設であるが、原子力発電所の事故により利用者が激減している。しかし、農山村体験事業の魅力を発信する大切な施設であるため、施設の環境整備と管理運営を継続的に実施していく必要がある。

ウ 広域観光の推進と関係団体との連携

町単独での観光誘客には限界があるため、近隣自治体及び観光施設との広域的な連携と、観光協会、商工会、ボランティア団体等、官民一体となった観光施策が図られる体制づくりが必要である。

② その対策

ア 観光誘客

交通の要所である小野インターチェンジ周辺について、地域資源を最大限活用し、町民全体で考え、多目的に開発・整備することで、人やモノの流れを呼び込むとともに、町民の利便性向上と産業の活性化を図る。

町内外での各種観光PR活動やイベントを開催し、地域の魅力を発信するとともに、町内主要幹線道路や観光施設に案内看板を整備し、町の観光イメージアップと観光客増加を図る。

また、観光資源の一つである銘木の保全と後継樹の管理を図る。

イ レクリエーション施設等の管理及び整備

「緑とのふれあいの森公園」については、引き続き民間業者に管理運営を委託し、町民の憩いの場としての充実を図る。施設の維持管理については、「湯沢体験農園管理施設」等を含め、その機能の保全を図る。

ウ 広域観光の推進と関係団体との連携

各種広域観光連絡協議会、観光協会、関係団体など近隣市町村の民間企業等と連携強化を図り、広域観光マップ等の作成やイベントを開催し、広域観光施策の推進を図る。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(3)経営近代化施設	中山間施設管理事業 （「湯沢体験農園管理施設」、「湯沢地区活性化センター」及び「小野町農村公園」の施設維持管理を行い、町内外の利用者増加を図る）	小野町	
	(9)観光又はレクリエーション	小野インターチェンジエリアタウン整備促進	小野町	
		まちめぐり観光誘客事業 （町内主要幹線道路や観光施設に案内看板を整備するとともに、関係団体と連携し、町の観光イメージアップと観光客増加を図る）	小野町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業	観光PR事業 （観光パンフレット等を作成して町内外でのPRを行い、誘客の増加を図る）	小野町	
		リカちゃん通りサマーイルミネーション事業 （記念イベントを開催し、地域の賑わいと観光客の増加を図る）	小野町	関係人口の創出につながりなど、事業効果は一過性でなく、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。
		緑とのふれあいの森公園管理運営事業 （施設の運営及び維持管理を委託し、町内外の利用者増加を図る）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「(6)観光」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類の基本方針」～

- (3) スポーツレクリエーション系施設（交流施設）
- ・計画的に予防保全を図り長寿命化を図ります。

(7) 産業振興促進事項

産業振興促進区域及び業種同区域で振興すべき業種等については、以下のとおりとする。

i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
小野町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(1)から(6)について、周辺市町村との連携に努めながら実施する。

4 地域における情報化

(1) 情報通信基盤の整備及び活用

① 現況と問題点

本町では、平成 23 年 2 月に町内全域で都市部と変わらないサービスを受けられるブロードバンド^{※4}環境を整備した。今後は、過疎地域が抱えている諸課題の解決に向けた取り組みを加速させるため、ICT の有効活用が望まれる。

公衆無線 LAN 環境については、平成 28 年度に本庁舎と公共施設 3 箇所で開催し、活用を図ってきたところであるが、今後は、災害時に指定避難所等となる公共施設等での整備が必要である。

② その対策

ブロードバンドの利用の有無による町民間の情報格差をなくすため、町民への利用促進、ICT・DX^{※5}に関する知識向上を図るとともに、公共施設等の公衆無線 LAN 環境を整備し、高速インターネット通信の普及により町民の利便性向上を図る。

行政手続きのデジタル化、防災情報、災害時の非常連絡手段、高齢者の移動手段の確保、移住・定住対策など幅広い分野での ICT 活用を推進する。

③ 計画

○ 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政無線施設	防災行政無線施設整備事業 （災害発生時に緊急かつ重要な情報を正確に伝達する体制を確立することで、地域住民の安全・安心な生活を守る）	小野町	
	その他	社会保障・税番号制度システム整備	小野町	
		公衆無線 LAN 利用環境整備	小野町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	防災行政無線設備保守管理事業 （既存設備を継続的に管理運営することにより、情報技術の地域格差を是正したいため、防災行政無線設備の保守管理を行う）	小野町	
		光ファイバ（IRU）保守管理 （既存設備を継続的に管理運営することにより、情報技術の地域格差を是正したいため、IRU 区間の保守管理を行う）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「(1) 情報通信基盤の整備」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

※4 大量の情報を高速で送受信できるインターネット接続サービスの総称。

※5 Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

(1) 行政系施設（庁舎等）

- ・災害時の避難場所等に指定されている施設や東日本大震災の復興において重要なインフラ施設については、重要度を勘案しながら、耐震化等の改修を優先し、計画的に対策を講じて、必要に応じて個別の長寿命化計画を策定します。
- ・構造等により長寿命化等ができない施設については、整備計画を作成します。

(2) 情報発信力の強化

① 現状と課題

I C Tの発達に伴い、インターネットを用いた情報サービスは、多くの人に利用されている。特に、SNSと呼ばれる社会的なつながりを構築するサービスが広く浸透しつつあり、短時間での確に情報発信できるSNS活用による行政情報発信が望まれている。

また、人口減少や少子高齢化が進む中で、多くの自治体が移住・定住促進や交流人口の拡大、企業誘致の推進など、必要な資源（人・モノ・金等）を獲得するための施策に取り組んでおり、自治体間競争が激しさを増している。その中で、本町が取り残されないようにするためには、町の魅力や施策を町内外に広くPRするなどシティープロモーションやシティーセールスを積極的に行い、他の自治体との差別化を図っていく必要がある。そして、住民が町に対して愛着や誇り、関心を持ち、住民自らが主体となってまちづくりをするよう推進していかなければならない。

しかしながら、本町においてはウェブサイトやSNSといったツールを活かしきれておらず、他の自治体と比べ情報発信力に優れているとは言えない。結果として、町外の人のみならず住民にも町の魅力や施策等が十分に認知されていないのが現状である。

② その対策

すでに導入しているFacebookのほか、性別・年代問わず多くの方が利用している無料アプリケーションサービスを活用し、町政情報や観光・イベント情報、災害時の緊急情報など町内外の人が必要としている情報を広く迅速に発信する。

また、町のPR動画を配信し、町の魅力を町内外にアピールすることで、本町の認知度向上や他の自治体との差別化を図る。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	情報化推進事業 （様々な情報発信ツールを活用し、町政情報や観光情報等を発信するほか、AIチャットボットや住民通報機能、施設予約機能等の導入により、行政サービスのデジタル化を図り、住民の利便性向上及び事務の効率化につなげる。）	小野町	
		動画配信事業 （町のPR動画を配信し、町内外に町の魅力をアピールすることで、定住・交流・関係人口の増、企業誘致等につなげる。）	小野町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 国・県道及び町道の整備

① 現況と問題点

ア 国・県道

本町には磐越自動車道、あぶくま高原道路の高規格道路2路線、国道1路線、主要地方道7路線、一般県道2路線があり、特に小野インターチェンジのアクセス路線を中心に道路ネットワークが構築されている。また、あぶくま高原道路をいわき市小白井方面に延長する一般県道吉間田・滝根線整備事業が県において「ふくしま復興再生道路」として位置付けられ、戦略的に整備されていることから、更に交通の広域化が進むものと考えられる。

一方で生活に密着する国・県道において、舗装の老朽化や幅員狭小・屈曲区間の整備促進などにより歩行及び自動車等の運転に係る安全・安心の確保のため、関係機関との連携を図る必要がある。

イ 町道

町道については、実延長約238km、路線数296路線であり、主要路線については計画的に事業を実施しているが、町道全体では道路改良率69.9%、道路舗装率80.8%にとどまっており、車社会にあつて、安全で快適な交通を確保するためにも、計画的な維持補修、道路改良、舗装整備が必要となっている。また、街なか道路や生活道路等の整備要望も多いことから、歩行者や車両等が安全・安心に通行できるよう対応を検討していかなければならない。

ウ 橋りょう

橋りょうについては老朽化が進んでいる箇所が見受けられるため、長寿命化を図れるよう定期的な点検を行い、計画的な維持修繕、架替えが必要である。

② その対策

ア 国・県道

本町と近隣自治体を結ぶ幹線道路の整備促進及び生活に密着した国・県道の整備、維持修繕について、関係機関への働きかけを強化する。

イ 町道

狭あい道路の改良や側溝整備、舗装補修など、道路整備を効率的に行う。特に地域間を結ぶ幹線道路は交通量も多いため、ストック点検による補修計画や道路整備計画に基づき、安全で快適な道路の確保に努める。

ウ 橋りょう

町道橋の安全な通行を確保し、併せて橋りょうの長寿命化を図るため、定期点検結果により橋りょうの整備計画を作成し、損傷が大きくなる前に予防的な対策、維持修繕を実施する。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	社会資本整備総合交付金事業 百目木・堀切線整備事業（道路改良・舗装） L=550m, W=6.0m（9.5m）	小野町	
		社会資本整備総合交付金事業 北ノ内・宮ノ前線整備事業 （測量設計・道路改良・舗装） L=1,000m, W=4.0m（5.0m）	小野町	
		社会資本整備総合交付金事業 新規路線整備事業	小野町	
		町道改良事業	小野町	
		町道舗装事業	小野町	
		町道及び生活道路維持事業及び側溝整備事業	小野町	
	橋りょう	道路局所管補助金事業 橋りょう点検 87 橋	小野町	
		道路局所管補助金事業 橋りょう維持補修	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「（1）国・県道及び町道の整備」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

○インフラ施設の基本計画（道路）

- ・令和2年までに個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理や修繕、更新等を行います。
- ・利用需要の変化に応じ、計画の中止や廃止を含む道路網の再構築を検討します。

○インフラ施設の基本計画（橋りょう）

- ・平成25年3月策定「小野町長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化を図ります。
- ・令和2年までに個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理や修繕、更新等を行います。

(2) 農道及び林道の整備

① 現況と問題点

本町の農道及び林道は未舗装の箇所が多く、降雨により砂利が流されたり洗掘されるということが頻繁に起こり、さらに、豪雨などの際には大きな災害が多数発生し、維持管理や補修に多額の費用がかかっている。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加している。

② その対策

農道及び林道の簡易な維持管理・補修等については、砂利など維持補修に必要な資材を支給し、受益者による適切な管理を行い、農業者が共同活動を実施する農道及び林道の簡易な管理・維持補修活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する。

受益者による補修等が困難なものについては、受益者に一定の負担金を求めるなどして、町が補修や復旧工事などを施工する。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(2) 農道	多面的機能維持事業【再掲】 （農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する）	小野町	
		農道維持補修事業 （町内一円）	小野町	
	(3) 林道	林道維持補修事業	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「(2) 農道及び林道の整備」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

インフラ施設の基本計画（道路）

- ・令和2年までに個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理や修繕、更新等を行います。
- ・利用需要の変化に応じ、計画の中止や廃止を含む道路網の再構築を検討します。

(3) 交通確保対策

① 現況と問題点

生活路線バスは自動車を利用できない高齢者や学生にとって重要な交通手段となっているが、その利用者数は年々減少しており、国・県・町の支援なくしては路線維持が困難な状況となっている。

このことから、高齢者や学生など交通手段を持たない交通弱者の移動手段の確保が緊急の課題となっている。

一方で、生活の利便性を維持するために運転免許が手放せない高齢運転者によるアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いなどによる交通事故を防止する対策が必要となっている。

② その対策

交通弱者である高齢者等の移動手段として路線バスは重要な役割を担っていることから、赤字路線に係るバス事業者への助成により生活交通の確保を図る。

また、平成29年度より実施している、「タクシー利用料金助成事業」（おの町えがおタクシー）により交通弱者の移動手段を確保するとともに、随時、事業内容の見直しや調査を行い、地域の交通手段を確保・維持していく。

併せて、高齢運転者を対象に自動車急発進防止装置設置費用の助成を行い、高齢運転者の交通事故防止対策を講じていく。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	路線バス維持対策 （町内における移動手段確保のため、バス事業者への助成を行い、生活交通の維持を図る。①小野線②小野・石川線③永田経由後川線）	小野町	
		新公共交通システム整備 （町内における移動手段確保として、タクシー利用料金助成事業（おの町えがおタクシー）を実施する）	小野町	
		高齢運転者の交通事故防止対策 （高齢運転者の交通事故防止対策として、自動車急発進防止装置設置費用の助成を行う。）	小野町	

6 生活環境の整備

(1) 水道、廃棄物及び污水处理施設、火葬場等の整備

① 現況と問題点

ア 上水道等

上水道事業は、安全で安心な水道水の安定供給に努めるとともに、公営企業として健全な財政運営に努めている。

しかし、浄水施設の老朽化に伴う維持費用が増加する中で、施設の更新や重要給水施設（病院や災害時避難所など）への配水管の更新、導配水管の石綿セメント管からの敷設替えのほか、施設全体の耐震化が急務となっており、そのための財源確保が課題となっている。

また、上水道普及率は49.2%と全国平均の98.1%を大きく下回っているため、上水道普及率の向上を図っていかねばならない。

さらに、上水道未普及地域においては、飲用水の確保のため、上水道普及地域との均衡を図る必要がある。

イ 下水道（合併処理浄化槽整備）

排水処理については、一般家庭においては町が主体となって合併処理浄化槽の整備を行い、事業所等においては町が設置者に対して整備費用の補助を行うことで合併処理浄化槽の普及促進を図り、河川や家庭の衛生環境の向上に努めている。

しかし、污水处理人口普及率は56.3%と県目標値を下回るため、さらに普及に努めていくことが重要である。

また、浄化槽は適切な維持管理のもと、長期間の使用に耐えられるものでなければならないものである。

現在、田村地方衛生処理センターで処理している浄化槽汚泥については、施設を更新しないことが決定されている。

ウ ごみ処理

本町のごみ処理については、平成26年度から収集運搬業務を町で、中間処理及び最終処分を田村広域行政組合において行っている。

快適で潤いのある生活環境を整備するためには、大量生産・大量消費による廃棄が大きな課題となっており、本町のごみの発生量も年々増加していることから、ごみの減量化と3R（発生抑制・再使用・再生利用）運動を推進し循環型社会の形成を目指すとともに、適正なごみ処理を実施することにより快適な生活環境の整備を図る。

エ し尿処理

本町のし尿処理は田村広域行政組合において行っているが、田村地方衛生処理センターは、施設が老朽化していることから更新しないで廃止することが既に決定している。

廃止後は、本町のし尿及び浄化槽汚泥の終末処理を福島県下水道公社が運営する大滝根水環境センターで行うため、田村市と本町の共同事業により前処理施設（汚泥再生処理センター）の整備が進められている。

オ 火葬場等

本町の火葬場は平成14年4月の供用開始から20年が経過した。年間約280件の火葬を行っているが、火葬設備（火葬炉）の耐用年数は16年とされているなど、計

画的な改修が必要となっている。また、ペット火葬場は、平成 30 年 4 月に供用を開始し、年間約 40 件の火葬を行っている。

② その対策

ア 上水道等

施設の老朽化に対しては計画的な整備と長寿命化のほか耐震化を図っていく。加えて、石綿セメント管の更新も順次進めていく。

また、さらなる財源確保及び経費節減に努め、水道事業の健全化に努める。

上水道普及率の向上について、上水道普及地域においては、未加入者への加入促進や、上水道未普及地域においては、安全で安心な飲用水確保のため、井戸掘削等費用の助成を行うとともに、社会情勢や需要等を考慮した上で、水道管布設等施策の推進を図る。

イ 下水道（合併処理浄化槽整備）

既存の単独処理浄化槽や汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、生活環境の改善、公衆衛生の向上を図る。

また、浄化槽の点検を含む維持管理に努めていく。

浄化槽汚泥処理については、田村地方衛生処理センター廃止後、福島県下水道公社が運営する大滝根水環境センターで処理するために、田村市と本町の共同事業により前処理施設（汚泥再生処理センター）の整備を進めている。

ウ ごみ処理

ごみ処理施設の老朽化対策や、田村広域行政組合構成市町のごみ処理の実情の変化等に合わせて、ごみ処理施設の改築等を行う。

なお、田村広域行政組合において、現在、解散に向けた協議が進められており、今後、田村市と本町の共同事業により、ごみ処理施設の改築、ごみ資源化施設の建設及び最終処分場の管理運営等を行う。

3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進するため資源回収団体の育成を進め、町民の発生抑制、再資源化に対する意識を高める。快適な生活環境形成のため、ごみ収集の充実を図る。

エ し尿処理

田村地方衛生処理センター廃止後は、本町のし尿及び浄化槽汚泥を福島県下水道公社が運営する大滝根水環境センターで処理するために、田村市と本町の共同事業により前処理施設（汚泥再生処理センター）の整備を進めている。

前処理施設が竣工した後、田村市と本町のし尿及び浄化槽汚泥を同施設において処理することとしており、その後の管理運営についても田村市と本町の共同事業により行っていく。

オ 火葬場等

火葬場及びペット火葬場の火葬設備はより長期間使用できるようメンテナンスに重点を置きながら管理する一方、耐用年数経過による設備の更新や経年劣化による大規模な修繕は計画的に行う。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	（公営企業債該当施設）		
	上水道	導水・配水管の更新・敷設替え	小野町水道事業	
		浄水施設の維持管理 （通常維持管理）	小野町水道事業	
		浄水施設の改修（機器更新等）	小野町水道事業	
	(2) 下水道処理施設			
	公共下水道	合併処理浄化槽設置整備事業 合併処理浄化槽維持補修 （合併処理浄化槽の点検を定期的に行い、施設の適切な管理を行う）	小野町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ処理施設整備・管理運営に係る負担金	小野町	
	し尿及び浄化槽汚泥等処理施設	し尿及び浄化槽汚泥等処理施設整備・管理運営に係る負担金	小野町	
	ごみ資源化施設	ごみ資源化施設整備・管理運営に係る負担金	小野町	
	最終処分場	最終処分場整備・管理運営に係る負担金	小野町	
	(4) 火葬場	火葬場火葬設備維持補修 ペット火葬場火葬設備維持補修	小野町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	ごみ減量化推進事業 （ごみの減量化推進により快適な生活環境の整備を図る）	小野町	
		塵芥処理事業 （ごみの収集運搬業務を委託により実施し、快適な生活環境を整備する）	小野町	
		井戸掘削等費用の助成	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「（１）水道、廃棄物及び汚水処理施設、火葬場等の整備」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第４章 施設分類別の基本方針」～

（５）保健福祉系施設（火葬場）

- ・既存施設については、計画的に予防保全を図ります。

○インフラ施設の基本計画（上水道）

- ・水道施設は、既に設備の更新時期が過ぎている施設や、更新時期を迎えている施設も存在するため、今後施設全体の最適化を検討します。
- ・個別計画策定時には、施設の利用状況や老朽化状況、需要の変化を見据えながら、規模や配置を見直すとともに、予防保全に努めながら、長寿命化を図ります。

○インフラ施設の基本計画（下水道）

- ・特定地域生活排水処理事業（浄化槽整備）を開始し、数年が経過したこと等から、今後は予防保全を図り長寿命化を図ります。

(2) 公営住宅の整備

① 現況と問題点

町では約 290 戸の公営住宅等を管理しているが、昭和 20 年代後半から 40 年代に建設された木造住宅や簡易耐火住宅はすでに耐用年数を経過している。また、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの変化による町民ニーズへの対応など、既存の住宅の改修や修繕、用途廃止や新規の公営住宅の建設など、計画的な整備が必要となっている。

② その対策

平成 26 年 3 月に策定した「小野町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕や耐久性の向上を目的とした改善を実施することで、町営住宅の長寿命化を図る。

また、建設年度や立地等を踏まえ、老朽住宅の用途廃止に伴う除却や住宅立替など、公営住宅の更新により適正戸数を維持する。

③ 計画

○ 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(6) 公営住宅	公営住宅建設（設計・工事費）	小野町	
		公営住宅の管理、維持、補修 （公営住宅の適切な管理・維持・補修を行い、施設の長寿命化を図る）	小野町	
		老朽住宅の解体 （老朽化により用途廃止となった公営住宅を解体する）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「(2) 公営住宅の整備」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第 4 章 施設分類別の基本方針」～

(6) 公営住宅等（公営住宅等）

- ・平成 26 年 3 月策定の「小野町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化を図ります。
- ・用途廃止となった住宅については、計画的に解体撤去を行い、総量の削減を図ります。

(3) 空き家対策

① 現況と問題点

一人暮らし世帯における世帯員の死亡・転出等に伴い、空き家が増加している。空き家は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があり、町民の安心・安全を確保する必要がある。本町では平成 28 年に公益社団法人福島県宅

地建物取引業協会と協定を締結し、空き家・空き地バンクの運用を開始した。今後は、本町の空き家の状況の把握と、空き家・空き地バンクを有効活用する必要がある。

② その対策

空き家情報を収集するとともに、空き家・空き地バンクへの登録を促し、関係団体との情報共有の上、多様な媒体を通じて情報を発信する。また、空き家に居住を希望する方への支援を行う。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	空き家・空き地バンクの運用 （本町における空き家状況を把握し、空き家・空き地バンクへの登録を促す）	小野町	
		空き家の利活用 （空き家に居住を希望する者に対し、居住するための費用を一部助成する）	小野町	

(4) 消防・防災体制等の整備

① 現況と問題点

消防・防災については、小野町消防団、郡山地方広域消防組合等と連携を図り、防火・防災体制の整備、啓発活動等を実施している。

小野町消防団は9分団33班で組織され活動を行っているが、現在、団員定数380人のところ現団員352人となっている。全国的にみても消防団員の不足は深刻な状況であるため、団員定数を維持できるようにする対策が必要となっている。

消防関係施設については、消防屯所32か所、車両33台（小型ポンプ積載車27台・ポンプ車4台・指揮車1台・防災活動車1台）、防火水槽79基、消火栓163基を保有しており、消防活動を支援するため、既存の施設の維持に加えて車両の更新、防火水槽の整備等が必要である。

また、1973年（昭和48年）に建築された田村消防署小野分署は、建築から47年が経過しており、老朽化が著しいことから、郡山地方広域消防組合と連携し、更新を図る必要がある。

地域防災力の強化については、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちの町は自分たちで守る」ことを基本として、各行政区に組織する自主防災会を始めとした関係団体との連携や指定避難所への備蓄物資等を充実する必要がある。

② その対策

消防団員の確保については、消防団員が活動しやすい体制の整備を進める。

消防車両等の消防施設については、老朽化しているものから計画的に更新するとともに、消防水利の充実を図るため、防火水槽の新設や消火栓の維持・改良に努め、消防防災体制の拡充強化を図る。また、郡山地方広域消防組合で策定予定の「（仮称）持続可能な署所配置」と整合性を図りつつ田村消防署小野分署の更新を検討する。

地域防災力の強化については、自主防災会・消防協力隊・こまち女性消防隊・小野中学校少年消防クラブ等と連携し、町民の防災意識の高揚を図っていくとともに指定避難所への備蓄物資等を定期的に購入し、災害等に備える。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	消防施設管理整備事業 （地域住民の安全・安心の実現を図るため、消防施設の管理・整備をする）	小野町	
		消防車両更新	小野町	
		田村消防署小野分署の更新 （老朽化した田村消防署小野分署の更新検討をする）	小野町・ 郡山地方広域消防組合	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	備蓄物資等の充実 （災害等に備えるため、備蓄食料、倉庫等の充実を図る）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「(4) 消防・救急施設の整備」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

(1) 行政系施設（庁舎等）

- ・災害時の避難場所等に指定されている施設や東日本大震災の復興において重要なインフラ施設については、重要度を勘案しながら、耐震化等の改修を優先し、計画的に対策を講じて、必要に応じて個別の長寿命化計画を策定します。
- ・構造等により長寿命化等ができない施設については、整備計画を作成します。

(5) 自然災害対策と自然環境保全・継承

① 現況と問題点

ア 自然災害対策

大雨などの災害時における住民の避難誘導など、人命、財産を守るための活動は、常日頃の住民意識が重要となっている。また、災害を未然に防ぐための対策（関連施設の整備や管理）も不可欠である。

大雨災害等による浸水被害の対策として県の右支夏井川河川改修事業が進められており、河川の拡幅や法線変更、放水路や管理道路の整備に伴い、関連する町施設の整備が必要となっている。

イ 自然環境の保全・継承

町内の観光資源である夏井千本桜や県立自然公園を含めた豊かな自然の保全活動を行うため、様々な機会を捉えて観光協会等の関係団体と啓発活動を行ってきた。今後も、観光資源を中心とした豊かな自然を次世代に適切に継承していくため、引き続き観光協会等の関係団体と啓発活動を行う必要がある。

また、地域の環境整備や登山道及び山頂の整備を実施している地元保護団体等の支援を行い、自然に親しみやすい環境づくりをしていく必要がある。特に高柴山のヤマツツジは、虫による食害などの影響で、近年、開花する花が少なくなっていることから阿武隈中部観光連絡協議会等の関係団体と連携を図りながら樹勢回復のための環境整備を図る必要がある。

② その対策

ア 自然災害対策

水害対策講演会等を開催し、町民の水災害に対する意識向上を図るとともに、河川防災センターの建設などハード面での整備を進める。

河川改修事業については、県の事業の進捗状況に合わせ、流末水路や町道など、関係する町施設の整備を計画的に実施する。また、事業の早期完了を働きかけるとともに、事業に必要な地権者協議等、事業の推進に協力する。

大規模地震が発生した際に、農業水利施設の破損等により周辺の農地、農業用施設、公共施設並びに家屋などへの被害が想定される地域において、農業水利施設の整備を行い、大規模地震による被害の未然防止を図る。

イ 自然環境の保全・継承

観光資源を中心とした豊かな自然環境の保全を図るため、観光協会や地元環境保護団体等などの関係団体と連携強化を図り、引き続き環境整備や登山道及び山頂整備並びに啓発活動を行う。

また、高柴山ヤマツツジ樹勢回復のための、阿武隈中部観光連絡協議会等の関係団体と連携を図りながら樹勢回復のための環境整備を行う。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	自然環境整備・保護事業（高柴山ヤマツツジ、夏井千本桜等） （高柴山ヤマツツジや夏井千本桜等自然環境の整備・保護を行う）	小野町 関係団体	
	(8) その他	自然災害対策（河川改修） （道路及び流末水路等整備）	小野町	
		自然災害対策（水災害） （（仮称）河川防災センター整備）	小野町	
		自然災害対策（農業水利施設） （農業用ため池整備）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「（5）自然災害対策と自然環境保全・継承」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

○インフラ施設の基本計画

- ・予防保全による長寿命化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

(6) 防犯・地域安全

① 現況と問題点

近年の犯罪発生状況は、社会環境の変化に伴い、凶悪化、広域化、低年齢化している。現在、本町には、田村警察署小野分庁舎が設置されており、地域の安全確保にあたっている。しかしながら一方では、地域コミュニティの変化により防犯に対する地域の連帯意識が薄れる傾向もみられる。

② その対策

警察や防犯協会などと連携を図りながら、地域の防犯力の強化を図るため、LED防犯灯及び防犯カメラの整備を図る。併せて、町民の防犯意識の高揚を図るため、広報やウェブサイトによる犯罪情報の提供に努める。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(8) その他	防犯対策事業 （防犯対策の充実を図るため、LED防犯灯の新設・更新及び防犯カメラの整備を推進する。）	小野町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保対策

① 現況と問題点

ア 保育所等施設と保育環境

町内には公立保育園が3か所、幼稚園が1か所、児童園が1か所及び民間の認可外保育園が1か所あり、就学前教育及び保育を実施している。

子どもの減少は今後も続くものと予想されるが、核家族化、親の共働き、ひとり親世帯の増加などにより、3歳未満児の入園希望者の増、延長保育の需要増、特別な支援を要する子どもへの対応など、時代の変遷とともに保育のニーズも変化・多様化してきている。

一方、公立の施設は老朽化が進んでいることから、民間の活力を導入した「公私連携幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）」の開園に合わせた、新園舎の整備が望まれている。

認定こども園では、3歳未満児の保育環境の確保を図るとともに、病後児保育の実施などを行うことになっているが、未就学児の子育て支援の充実を図るために、事業者との連携が必要となっている。

保育のサービスを受けるための住民負担については、保育料の無償化により負担は少なくなってきたが、保育の充実を図るために必要となる新たな負担については、認定こども園を運営する事業者との協議により、出来る限り負担を少なくなるよう努めるとともに、必要であれば町からの支援についても検討する必要がある。

また、既存の幼児教育施設については、認定こども園の整備による集約化に伴い、夏井おおすぎ保育園を除き、老朽化による耐震化の問題や敷地を借用している施設もあることから、今後の維持管理を踏まえ、解体した上での借地の返還、跡地の利用について検討する必要がある。

イ 母と子の健康

本町の出生数は減少傾向にあり、ここ数年、年間出生数が60人を下回っている。令和元年の出生率は4.5%と、全国の7.0%・県の6.3%と比較し低い状況である。

母子の健康づくりと安心して出産子育てできる取り組みを妊娠期から実施し、妊婦健診の費用は一人15回まで助成しており、健診項目も段階的に拡充してきた。当該施策は早めの妊娠届の提出と妊婦健診受診率の向上につながっている。なお、母子健康手帳は、父親に向けた情報発信と意識向上を図るため「親子健康手帳」と名付け交付している。

子どもが生まれた家庭に対しては、生後1～2か月の時期に地域の子育て応援者として母子保健推進員が全戸訪問し、子育ての状況を伺い、子育て支援事業の案内等を実施した。生まれて間もない時期に訪問することにより、子育て不安の解消や、地域全体で子育てを支援する意識の向上につながっている。

また、乳幼児の健診の際には子育てアンケートを実施しており、施策の実施に反映させてきた。併せて、保健師等が子育ての不安、悩み等の相談を受け付け、専門家の立場からアドバイスを行ってきた。今後も相談会等の定期開催や、子育て中の母親が孤独にならないようにする支援の充実が検討課題である。

子どもを病気から守るための施策として、各種定期予防接種に加え成人の風しん予防接種の費用の助成事業も実施しており、子どものいる世帯の病気の予防推進を図っ

た。子どもの虫歯や肥満などの健康問題についても家庭・学校・地域ぐるみでの対策が求められる。

不妊に悩む方への対策としては、高額な不妊治療費が大きな負担になっていたことから、特定不妊治療費の助成を実施している。

さらに、今後親になるであろう若者に対する正しい知識の普及と定着も重要であることから、生命の大切さや性に関する正しい知識、喫煙や飲酒、薬物の弊害に関する情報の発信伝達を行っていく必要がある。

ウ 子育て支援

本町の子育て支援としては、平成 29 年度に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師や看護師、子育てサポーターによる、妊娠期から子育て期における相談支援事業を実施した。地域の子育てボランティアによる子育て交流教室「親子ふれあい教室」が定期開催されており、親子の交流と子育て支援に積極的な協力をいただいている。子育て支援ボランティアをはじめ、福祉、教育関係者等と連携した幅広い支援が必要である。

また、子育てに関する経済的側面に目を向けると、長引く景気の低迷から、出産、子育てに要する費用への負担感が町民の間に増えてきている状況がみられるため、産婦健診費用と妊産婦医療費及び妊産婦交通費助成事業を実施し、経済的支援を図ってきた。

さらに、放課後児童クラブと放課後子ども教室を開設し、全ての児童の放課後の安全・安心な居場所づくりを行うとともに、働く保護者の子育て支援を実施している。

現在、小学校の統廃合により令和 2 年 4 月から小野小学校 1 校となり、放課後児童クラブは小学校余裕教室から暫定的に小野町勤労青少年ホームに場所を変更し実施している。また、放課後子ども教室についても統廃合に伴うスクールバス利用者が大部分を占め、暫定的に小野町多目的研修集会施設や小学校において実施しており、何れも活動の制限や移動時の安全面など、開設場所が大きな課題となっている。

エ 児童相談援助

保護者の病気や不適切な養育等、さまざまな事情により家庭において養育を受けることができない子どもの事案が近年増加傾向にあることから、適切な環境の中で保護養育できるよう支援する必要がある。また、ひとり親家庭の子育て負担も大きく、子どもの貧困対策も含め、今後さらに総合的な支援が必要になる。

児童虐待、特にネグレクトに関する相談は増加しており、その内容は複雑困難化しており、これまで以上に虐待の未然防止や早期発見について、関係機関の連携により対応していく必要がある。また、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもに対し心のケアや自立支援、家庭に対する援助が必要である。

オ 少子化対策と児童福祉

本町の人口は減少を続けており、極めて深刻な状況となっている。この最も大きな要因は少子化である。出生数は年々減少しており、昭和 60 年に 193 人だった出生数は平成 14 年に初めて 100 人を下回る 91 人となり、平成 27 年から令和元年の 5 年間の平均出生数は 55.4 人と 60 人を下回っている。少子化の要因としては、生活・社会環境の変化、晩婚化が考えられ、国・県等においてもさまざまな対策が講じられているが、そのいずれも抜本的な対策とはなっていない状況にある。町では、児童手当の支給等の国の施策に加え、子ども医療の対象年齢の引上げや多子世帯に対する保育料の軽減、子育て応援金の支給、特定不妊治療費助成等、少子化対策・子育て支援のための事業を実施しているが、いずれも出生数の増加という観点からは効果がみえていない状況となっている。

カ 障がい者福祉

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、令和3年3月に策定した「おのまち障がい者計画・第2期障がい児福祉計画・第6期障がい福祉計画」に基づき福祉サービス体系の充実を図っている。「介護給付」、「訓練等給付」のほか「自立支援医療」や「補装具費の支給」、「計画相談支援」などのメニューがあり、障がい種別や状態、利用意向などから様々な組み合わせでの利用が可能となっている。平成26年度から町内に障害者相談支援事業所を開設し、障がい者や障がい者を介護する者の相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言等のほか福祉サービスの利用に係る計画相談の支援を行っている。

また、令和3年度から田村市、三春町、小野町が共同で田村地方基幹相談支援センターを開設し、より専門的な知識を要する事案や障がい者の地域移行、今後増加すると想定される権利擁護に対する相談支援、さらには地域の相談支援事業所の強化支援などに対応する体制を整えた。

しかしながら、障がい者や家族のニーズは多様化してきており、個々の状態に応じたきめ細やかな支援を提供するための事業所が、町内においてハード面・ソフト面ともに不足しており、他自治体にある事業所を利用している者が多くいる現状にある。

キ 成人期の健康づくり

急速なライフスタイルの変化に伴い、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増大し、これらに起因した認知症や寝たきりなどの要介護者が増加している。こうした生活習慣病を予防するためには食生活や運動などの生活改善が必要である。

② その対策

ア 保育所等施設と保育環境

多様化する保育ニーズに対応するため、民間事業者が整備する新たな保育施設（認定こども園）の整備を促進し保育環境（3歳未満児受入・病後児保育の実施等）の充実を図る。また、老朽化している施設については解体し、跡地の利活用を図る。

特別な支援を要する子どもの支援については、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るために、幼児教育施設の運営事業者との連携を進めながら就学後の学習へスムーズに移行できる体制づくりに努める。

また、保育サービスを受けるための保護者の負担（教材費、給食費等）の軽減を図るための支援に努めていく。

イ 母と子の健康

安心して出産・子育てができるよう、妊産婦健診や妊産婦医療の助成など環境の充実整備を推進するとともに、不妊に悩む方の相談体制をより強化し、引き続き不妊治療に要する費用について負担軽減を図る。

乳児期からの疾病や障がいの早期発見に努め、適切なフォローを行うとともに、発達障がい、慢性疾患等をもつ子どもや育児不安を持つ母親等に対する相談支援の充実を図る。

乳幼児期から健康的で正しい食生活の普及と定着を図り、食育を推進するとともに、幼児から小中学生の虫歯罹患率が非常に高いことから、子どもの虫歯ゼロを目指し関係機関が連携し対策を推進する。

思春期の世代に命や性に関する教育を学校と連携しながら実施するとともに、喫煙や飲酒、覚せい剤等の薬物乱用の防止対策を進める。

ウ 子育て支援

「第2期小野町子ども子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し取り組んでいる。

安心して子育てができるよう相談・情報提供体制を整備するとともに、多様な子育て支援サービスの整備・充実を図り、子育てに関する団体や高齢者等、地域におけるさまざまな社会資源による子育ての支援を図る。加えて、妊娠から出産、子育てに要する費用負担に対しては、実態を把握しながら切れ目ない支援を行い、さらに必要な経済的負担軽減策を検討実施する。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室を継続的に行うとともに、放課後児童クラブにおいては、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策の拠点などと一元的に運営する方法や施設整備を検討し、より効果的かつ効率的な切れ目ない支援体制整備を図る。

エ 児童相談援助

適切な養育を受けることができない子どもやひとり親家庭等の支援を進める。必要に応じて児童相談所などの関係機関と連携して対応する。

児童虐待については、広報媒体の活用や関係機関への啓発により、社会全体の認識を深めながら、関係機関との連携により防止体制を整備する。また、犯罪、いじめ、虐待等により被害が発生した場合は、心のケアや自立支援及びその家族に対する援助する要保護児童対策地域協議会等を通じて関係機関と連携を図りながらその支援を充実していく。

また、子どもの貧困についても、その発見と対応が早期に図れるよう関係機関との連携強化を図っていく。

オ 少子化対策と児童福祉

子育て支援・少子化対策については、今後も計画的・継続的に実施していく必要があるため、「第2期小野町子ども子育て支援事業計画」に基づき住民のニーズの把握に努めながら、子育てしやすい環境整備に加え、経済的な面から子育て支援・少子化対策を図っていく。

カ 障がい者福祉

障がい者が住みなれた地域で安心して生活しながら、社会の一員としてあらゆる分野に参加・参画できる社会にするため、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて相談支援を強化し、また関係機関と連携を図りながら、きめ細かな支援を行っていく。

キ 成人期の健康づくり

生活習慣病を予防し、健康で生きがいのある生活ができるよう定期健康診断受診の定着を図り、健診結果説明会や健康教室、訪問指導を通じて、身体状況を理解し、そこから自分で判断する力と具体的に実行する力を身に付けることができるよう支援する。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	施設等修繕（夏井おおすぎ保育園） 子育て支援施設としての維持管理 施設の集約化に伴う老朽施設の解体 （中央さくら保育園・飯豊ひまわり保育園）	小野町	
	児童館	施設の集約化に伴う老朽施設の解体 （浮金つつじ児童館）	小野町	
		放課後児童クラブ整備事業 （子どもの居場所づくり）	小野町	
	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	小野町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センターの整備促進	小野町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	子育て支援医療事業 （高等学校在学者までの幼児、児童及び生徒の医療費を無料化し、健やかな成長を支援する）	小野町	
		放課後児童クラブ （子どもの居場所づくり）	小野町	
		子育て応援事業 （①出生児の保護者に応援金の支給、②育児世帯支援給付金の支給、③段階的節目の支援）	小野町	
		子育て支援事業 （地域の子育て支援や乳児宅の訪問、子育てサポーター等の派遣）	小野町	
		妊産婦医療費等の助成 （妊産婦の医療費や交通費を助成し安心して出産できる環境整備）	小野町	
		幼児保育充実事業 （教材費・給食費等 保護者負担の軽減）	小野町	
		子ども虫歯予防事業 （2歳から4歳までのフッ素塗布及び5歳から中学3年生までのフッ化物洗口を実施し虫歯予防を図る）	小野町	
		健康増進事業 （健診結果説明会や健康教室、訪問指導を通じ成人期の健康づくりを図る）	小野町	
		障がい者（児）地域生活支援事業 （障がい者（児）が地域で生活するために必要な事業（日中一時支援等）を提供する）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「（１）子育て環境の確保対策」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第４章 施設分類別の基本方針」～

（５）保健福祉系施設（児童福祉施設）

- ・認定こども園の整備が計画されており、他幼児施設との複合等も含め、整備計画を策定します。
- ・既存施設については、計画的に予防保全を図ります。

(5) 保健福祉系施設（保健福祉施設）

- ・ 温浴交流複合施設、保健センターの整備が計画されており、集約化、複合化、民間活用等も含め、整備計画を策定します。
- ・ 既存施設については、計画的に予防保全を図ります。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① 現況と問題点

ア 生きがいづくり

生きがいは生活に張りを与え、精神的・肉体的にも良好な状態を保つため重要である。本町では、高齢者の生きがいづくり、社会参加を促進するため、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援してきた。しかしながら、近年は高齢者の考え方や嗜好も多様化しているせいか、会員数が減少している。

イ 健康づくりと介護予防

本町では、「自分の健康は自分でつくる・守る」を合言葉に、高齢者を含む町民全体の心身の健康維持・増進に向けて、民生児童委員や医療機関などの関係機関と連携して保健・健康づくり活動を行ってきた。また、健康カレンダーや健康手帳を配布するなど、自発的な健康管理意識の高揚を図ってきた。健康診査については、受診しない理由についてアンケートの実施やがん検診の対象範囲拡大、さらに個別に検診を受けられるよう医療機関への委託を実施するなど、町民ニーズに応じた様々な方法を試みてきたが、受診率は低い水準にとどまっている。

介護予防については、地域において自立した生活を送ることができるよう一般高齢者を対象としたヘルスアップ運動教室を年 36 回、要介護状態に近い高齢者を対象としたお達者クラブを 12 地区で実施。そのほかさまざまな周知啓発活動を実施してきた。多くの方が参加しているが、今後は各地区などで自立した活動とすることが課題である。このため、平成 27 年度から住民主体の活動を支援するため、地域づくりモデル事業「元気が〜い教室」を実施し、介護予防に対する自立した活動をより深化させるために取り組んでいる。

また、本町の高齢者のための温浴施設は、老朽化が進んでおり、高台に設置されていることから身体機能の低下した高齢者には利用しづらくなってきている。当該施設は平成 26 年度からミニデイサービス事業の会場として使用しており、高齢者の温泉嗜好や健康づくり、介護予防の観点からも施設の更新が望まれている。

ウ 地域包括ケア

本町では、小野町高齢者保健福祉計画・第 6 期及び 7 期介護保険事業計画において地域包括ケアの促進を掲げ、町内の介護支援専門員との連絡会議等を開催するなど連携の強化に取り組んできた。また、田村医師会の呼びかけで田村市・三春町とともに医療・介護連携協議会に参加しており、連携の強化に取り組んできた。今後は地区の代表や N P O 団体、ボランティア団体など、さらに多くの団体の参加による連携強化が求められる。

エ 介護サービス基盤の整備と介護保険制度の運営

町ではこれまで、介護や支援が必要な高齢者が十分なサービスが受けられるよう、介護保険のサービス供給体制の整備を図ってきたが、今後はひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加によりサービス利用の増加が予想されることから、引き続きサービス供給体制の確保を図っていく必要がある。

介護保険制度の運営については、保険料の賦課徴収、介護認定調査及び審査、介護保険制度の周知や地域包括支援センターでのケアマネジメントなど、公平性・透明性を確保しながら、できるだけ利用者の側に立って行ってきた。平成 26 年度からは町単独で介護認定審査会を運営しており、正確・迅速な介護認定事務に努めている。

今後も要介護者のニーズに合った居宅・施設・地域密着型介護サービスの提供体制の確保を図るとともに、高齢化の進行に伴う要介護者の増化に対応できるよう、介護人材の育成・確保や介護サービスの質の向上に努めていく。

オ 高齢社会の生活環境

敬老会や敬老祝い金交付などの高齢者敬愛事業や老人クラブ主体によるお元気クラブ事業などを実施してきた。単身高齢者には、一定の条件のもと、急激な体調悪化などの際に迅速に近所や民生児童委員、救急などの機関の支援が受けられるよう緊急通報システムの設置普及を図ってきた。また、郵便局や新聞販売店、生活協同組合などの協力を得て地域見守りネットワークを構築し、通報体制を整備。地域での見守り体制の強化に努めた。平成 26 年度からは生活協同組合などに業務を委託して、日常生活上の軽易な作業を手伝うお助けサービス事業を開始している。一方で、介護する家族を支援するため介護用品給付券を交付するなどの事業も実施している。

多様化するニーズにどのように対応するか、公的サービスと地域の役割の再確認やさまざまな団体との協力関係構築の拡大が課題となっている。

② その対策

ア 生きがいづくり

引き続き老人クラブ及びシルバー人材センターの活動を支援していく。新たな人材の掘り起こしを含む会員の増員のため広報周知についてこれまで以上に積極的に関与していく。また、町の事業を委託するなど就労機会を創出し、高齢者の生きがいづくり、社会参加の場の拡大を図る。さらに、町の生涯学習部門では高齢者の学習意欲に合わせた多様なプログラムによる寿大学を開講し、高齢者の生涯学びたい意欲に応えていく。

イ 健康づくりと介護予防

受診率向上のため、高齢者を含む町民一人ひとりが自分の健康状態を十分に理解し、健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、保健事業の一層の充実を図るとともに医療機関や地域包括支援センターなどの関係機関連携の下、疾病の早期発見と早期治療を進める。

介護予防については、これまでの一次予防事業、二次予防事業を組み替えし、新たな介護予防・日常生活支援総合事業に移行して、従来の保険給付にあった介護予防訪問介護を訪問型サービスへ、介護予防通所介護を通所型サービスとしてそれぞれのサービスを提供するとともに、ボランティアなどによる住民主体のサービスや専門職による短期集中サービスなど多様なサービスを構築し提供するなど、ニーズを把握しつつ内容の充実を図るとともに、各地区で自主的な介護予防活動が普及するよう支援していく。

温浴・交流複合施設については、健康づくりと介護予防の機能を備えながら、幅広い年齢層が交流し、楽しむことができる多機能な施設として他の公共施設等との複合化を含め、整備を進める。

ウ 地域包括ケア

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするためには、介護サービスを始め、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される必要がある。その体制構築の中核となる地域包括支援センターは、介護支援専門員の資質向上やネットワークの強化を通じ、適切なケアマネジメントに取り組むとともに、医療や関係機関・団体との連携強化のため、田村地方医療・介護連携協議会の適正運営と強化に努める。

エ 介護サービス基盤の整備と介護制度の運営

小野町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定にあたり実施した、日常生活圏域ニーズ調査等を通じて地域の課題とニーズの把握に努め、必要な介護サービスの充実強化を図り、小野町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく着実な事業展開を図る。

介護保険制度については、制度の周知を図りながら透明で正確な運営に努める。また、町単独で運営される介護認定審査会の迅速かつ公正な運営に努める。

オ 高齢社会の生活環境

高齢者や高齢者を介護する家族のニーズの把握に努め、従来の事業（緊急通報システム貸与、住宅改修の助成、高齢者の日常生活支援、一時預りショートステイなど）の質の向上を図りながら多種多様な事業を検討・実施していく。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設			
	その他	温浴・交流複合施設の整備促進	小野町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	地域・在宅福祉推進事業 （高齢者の社会的関わり促進のため、老人クラブの活動を支援する）	小野町	
		地域・在宅福祉推進事業 （高齢者の生きがいづくりのため、小野町シルバー人材センター運営費の一部を支援する）	小野町	
		地域・在宅福祉推進事業 （近年増え続ける一人暮らしの高齢者の安全・安心確保のため、緊急通報システム機器の設置を推進する）	小野町	
		介護保険対策事業 （適正な介護保険制度運営のための事務経費を負担する）	小野町	
		介護保険対策事業 （外部から主任介護支援専門員、社会福祉士等を受け入れ、研修させその資質向上を図る）	小野町	
		介護保険対策事業 （介護予防のさらなる推進を図るため、地域支援事業の経費の一部を負担する）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

(5) 保健福祉系施設（保健福祉施設）

- ・ 温浴交流複合施設、保健センターの整備が計画されており、集約化、複合化、民間活用等も含め、整備計画を策定します。
- ・ 既存施設については、計画的に予防保全を図ります。

8 医療の確保

(1) 特定診療科に係る医療確保対策

① 現況と問題点

町内には、2市1町2村で構成する公立小野町地方総合病院（以下「総合病院」という。）と、6つの一般診療所、3つの歯科診療所があり、日常的な内科や小児科の医療は供給されている。

総合病院において、内科以外は診察日が限られており、産科については診療所がないため郡山・須賀川・いわき地域の医療機関まで行かなければならない。また、24時間体制で行っていた夜間・休日の救急診療については常勤医師の減少により時間を限定して救急診療を行っているが、郡山地域に依存することが多い。

休日の医療確保対策として田村医師会に日曜祝日等の在宅当番医制事業を委託しているほか、夜間の救急医療体制については、田村地方の自治体と田村医師会による田村地方夜間診療所において一次医療が行われている。

災害時の医療協力体制については、災害時医療協定を地元医師会、歯科医師会、薬剤師会と締結している。今後、平常時の連携協力体制について検討していく必要がある。

ア 地域医療機関の連携

医療関係機関とは、町内医療機関はもとより、田村医師会等との保健予防事業、健康づくりの共有化と連携を図っている。

イ 総合病院への支援

本町は、構成町として病院運営費を負担するとともに、職員を派遣し健全経営の支援を行ってきた。

総合病院は、慢性的な医師不足により、診療科目の休止、診療日制限、時間を制限した夜間や救急診療が続いていることに加え、医師の配置基準緩和の承認を受け運営している。医師の確保は最大の課題であり、また、総合病院と地域医療機関との病診連携が安定した地域医療のため望まれている。

② その対策

医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心して医療が受けられるよう、町内医療機関と情報の共有化を図り、医療連携を促進する。また、変化の多い高齢者の医療制度などに適切に対応する。

総合病院の医師の確保と地域医療機関との連携に努める。

ア 地域医療機関の連携

町内医療機関と情報の共有化を図り、医療連携を促進する。

総合病院を核とした地域医療機関のネットワーク化を支援し、夜間・休日の医療確保を図り、安心できる医療体制の構築に努める。

イ 総合病院への支援

慢性的な医師不足解消のため、常勤医師の派遣に係る要望活動を継続的に行う。

利用しやすく質の高い医療を提供できる環境づくりのため支援を行う。また、構成員として運営についても支援を行う。

③ 計画

○ 事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	公立小野町地方総合病院医師確保事業 （常勤医師の派遣に係る要望活動を継続的に 行う）	小野町	
		その他事業 （田村地方在宅当番医制度事業委託）	小野町	

9 教育の振興

(1) 学校教育施設等の整備

① 現況と問題点

少子高齢化や過疎化が進行し、地域のコミュニティ機能や教育力の低下、家庭の孤立化等が顕著となり、子どもたちの学習への悪影響や地域力の衰退が危惧される中、子どもたちが切磋琢磨し、社会性を育むために必要な集団規模を維持するため、平成 26 年 4 月に町立中学校 2 校を 1 校に、令和 2 年 4 月に町立小学校 4 校を 1 校にそれぞれ統合した。

一方、小学校の校舎や屋内運動場は建築後 40 年以上が経過し、これらの再整備が望まれている。

また、幼稚園舎は老朽化が進んでおり、民間の活力を導入した認定こども園の開園に向け、新園舎の整備が必要である。

他方、少人数でも恵まれた環境の中で教育活動を推進するためには、子どもたちの個性を伸ばすための教育プログラムの実施、A L T による英語教育や I C T 教育の充実と、それらを推進するための通信システムなどの環境整備のほか、健康な生活の基本となる給食センターの充実が課題である。

また、スクールバスの運行については、遠距離等の理由で毎日の通学が困難な児童・生徒に対応した利便性の高い路線整備が必要である。

② その対策

教育環境の充実のために老朽化した学校施設の整備と維持管理に努め、必要な点検や修繕を行う。また、学校における食の安全管理と食育の推進のため、適切な給食センターの管理運営と施設や設備の充実を図る。

また、子どもたちのコミュニケーション能力や、自己肯定感を育みながら、学力向上を図るとともに、地域の教育力向上やコミュニティの活性化、地域住民の生きがいづくりや自己実現を図るため、行政・学校・地域が連携・協働することによって、学校教育の充実と併せて学校を核とした地域の活性化を推進する。

そのほか、幼稚園については、民間の活力を導入した「認定こども園」開園に合わせ、新しい施設の整備を進め、開園後、旧幼稚園舎については解体し、跡地の利活用を図る。

ソフト面では、個々に応じたきめ細やかな指導を行うため、学力向上チャレンジプラン事業（漢字・英語・数学検定に係る受検料助成等）、中学生サマーショートプログラムの実施等による学力の向上を図るほか、国際理解を深め英語力を向上させるための外国語理解推進事業等を実施する。さらに、巡回相談の実施や教育相談を実施し、特別に支援を必要とする児童生徒とその保護者に対し適切な支援をすることにより、支援を必要とする児童生徒が充実した学校生活を送り、義務教育修了後の進学、さらには就労ができるよう配慮する。

また、地域差や遠隔地の格差解消を図り、教育水準の維持向上と情報共有に資するため、I C T 環境を活用し、学習面での活用はもちろん学校と家庭との連携や緊急時の連絡及び情報提供を行う。さらに、遠距離通学の児童生徒のためにスクールバスを運行し、通学の利便性向上を図る。

③ 計画

○ 事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校施設環境改善事業	小野町	
		小学校校舎新築・改築・改修	小野町	
		中学校校舎改築・改修	小野町	
		学校教育関連施設（校舎）維持管理 （中学校１校、小学校１校校舎及び遊具の維持管理）	小野町	
		廃校の維持管理・利活用・解体（旧小学校４校舎及び遊具等）	小野町	
	屋内運動場	屋内運動場維持管理、改築・改修 （中学校１校、小学校１校の屋内運動場の維持管理、改築・改修）	小野町	
		屋内遊具場の整備 （施設整備または廃校施設の利活用）	小野町	
	スクールバス・ボート	修理・更新	小野町	
	給食施設	給食センター施設・設備の維持管理、増築・改築、増設	小野町	
	その他	学校教育用・校務用ＩＣＴ機器更新事業 （小学校１校、中学校１校の教育用ＰＣ等の更新）	小野町	
	(2) 幼稚園	施設の集約化に伴う老朽施設の解体 （小野わかば幼稚園）	小野町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	スクールバス運行委託経費 （遠距離児童生徒のためのスクールバスの運行委託経費）	小野町	
		給食センター管理運営事業 （給食調理運搬業務委託）	小野町	
		給食調理器具の維持管理、更新	小野町	
		特別支援教育推進事業 （支援を要する児童生徒その保護者に対する支援、就学相談支援）	小野町	
		学力向上チャレンジプラン事業 （児童生徒の英検、漢検、数検の受検助成）	小野町	小学校 中学校
		中学生サマーショートプログラム （長期休業期間に短期講習実施）	小野町	中学校
		外国語理解推進事業 （ALTの配置）	小野町	
		地域と学校の連携・協働事業 （学校・地域・行政連携による地域活性化と学力）	小野町	地域、小・中学校、高校
		放課後子ども教室 （子どもの居場所づくり）	小野町	小野小学校

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「（１）学校教育施設等の整備」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

(4) 学校教育系施設（小・中学校、幼稚園）

- ・認定こども園の整備が計画されており、他幼児施設との複合等も含め、整備計画を策定します。
- ・既存施設については、計画的に予防保全を図り長寿命化を図ります。

(2) 公民館、集会施設、体育施設、図書館等の整備等

① 現況と問題点

少子高齢化が加速する中、地域住民の絆を深め相互の交流を図り、地域復興につなげていくため生涯学習及び生涯スポーツの推進が重要となっている。

本町では生涯学習の拠点として、多目的研修集会施設（公民館）、勤労青少年ホーム、ふるさと文化の館が一体となった「文化公園」の整備を進め、地域に根ざした生涯学習活動の推進や人材育成のための事業を実施している。多目的研修集会施設、勤労青少年ホームの利用は平均して年間4万人を超え、各種講座や学習に活発に利用されている。しかしながら、施設面ではそれぞれ建築から30年以上が経過し老朽化が目立つほか、特に近年は高齢者の利用率が高いことから、バリアフリー化の一環としてエレベーターや昇降機となる設備や手すりの設置など、環境整備を図る必要がある。一方、スポーツ施設は「運動公園」として町民体育館、B&G海洋センター（プール、体育館）、野球場、多目的グラウンド、ゲートボール場、多目的運動施設等が整備されている。こちらもそれぞれの施設で老朽化が進み、設備の維持管理や改修も課題となっている。子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方の利用に対応するため、施設のさらなる充実と安全管理、修繕、適切な環境整備が求められている。

また、町民誰もが気軽に健康づくりやスポーツ活動を楽しむことができるよう、各種教室や講習会を通して健康づくり・スポーツ活動を推進している。こまちダムではスポーツ少年団が中心となって海洋性スポーツ体験活動（カヌー・ボート等）を行っており、安全で充実した事業推進のためにもリーダー（指導者）の育成が望まれている。

町内各地区の集会施設は地区コミュニティの拠点施設であり、地域住民の交流、生涯学習などの場としてさまざまな目的で利活用がなされており、地区コミュニティの維持に欠くことのできない施設であるが、一部においては施設の老朽化による改築・移築又は大規模改修等が必要となっている。

② その対策

文化公園内施設の利便性を図り、利用者の安全を最優先に老朽箇所の修繕を計画的に実施する。また、施設の機能充実のため、音響、映像、空調、照明、情報化などに関する設備の整備を図り、利便性の高い施設環境整備に努める。

ふるさと文化の館においては美術館、郷土史料館、丘灯至夫記念館の各施設において資料の整備と各事業を展開し、地域の学習・知的好奇心のニーズに応じた施設の充実を図る。また、図書館においては情報発信及び収集の拠点として図書資料、映像資料等の拡充に努めつつ、情報の即時性に鑑み新聞・雑誌等逐次刊行物の充実を図る。さらに、利活用推進に向けた事業に取り組むとともに、高度情報化に即応した通信環境・機器等の整備と各種事業を推進する。

スポーツ施設は幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方の利用があることから、安全・安心のための施設整備と管理、機能の充実、老朽箇所の計画的な修繕を行うとともに住民のニーズに応じた運動器具等の設備の導入に努める。生涯スポーツ活動においては、

多種多様なスポーツ教室、講習会及び各種競技大会の開催等を推進する。また、スポーツ人口の底辺拡大のため、指導者の養成及びボランティアの育成を図る。

文化公園及び運動公園それぞれにおいて、施設を含む敷地全体が地域住民の「子どもの笑顔広場・憩いの場」となっていることから、幼児から高齢者までの幅広い年齢層の方や障がいのある方の利用に対応するため、施設のバリアフリー化や手すりの設置など、建物や設備管理、周辺環境の整備が必要であり、より利活用しやすい施設整備を進める。

地区集会施設は地域防災対策において避難場所等にも位置付けられている重要な施設であることから、必要に応じて新築、大規模改修又は改築・移築を計画的に実施する。また、地区所有の集会施設については、各地区の増改築等の計画に基づき、必要に応じて整備費の助成等を行う。

③ 計画

○ 事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
８ 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館維持管理 (本館１館、分館１館の維持管理)	小野町	
	集会施設	地区集会施設の整備（町所有） (改築・移築・大規模修繕・新築等)	小野町	
		多目的研修集会施設維持管理・環境整備 (町民の集会及び生涯学習事業の拠点である施設の維持管理・環境整備及び機能拡充)	小野町	
		勤労青少年ホーム維持管理・環境整備 (町民の福祉向上のための施設の維持管理・環境整備及び機能拡充)	小野町	
		施設除却事業	小野町	
	体育施設	体育施設維持管理・環境整備 (生涯スポーツ事業のための施設の維持管理・環境整備)		
		運動公園長寿命化・維持修繕事業、環境整備	小野町	
	図書館	図書館（ふるさと文化の館）維持管理・環境整備 (読書の普及推進活動のための施設の維持管理)	小野町	
		電子図書の整備 (高度情報化に伴い電子図書の整備と、教育機関と連携した読書活動推進のための環境整備)	小野町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	図書資料等の整備 (情報収集のための図書・視聴覚資料、逐次刊行物の整備と、読書活動推進のための環境整備)	小野町	
		スポーツ振興事業 (町民の健康増進・体力向上を図るための各種スポーツ事業の推進)	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「(2) 公民館、集会施設、体育施設、図書館等の整備等」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

(2) 町民文化・社会教育系施設

- ・雁股田分館施設について、用途廃止後は、工業用地等として活用できる場合は、施設の解体撤去や用地売却など、総量の削減に努めます。
- ・集会施設及び社会教育系施設については、将来の更新時等には、集約化・複合化や機能転換等を推進します。
- ・計画的に予防保全を図り長寿命化を図ります。

(3) スポーツレクリエーション系施設（体育館等）

- ・将来の更新時等には、集約化・複合化や機能転換等を推進します。
- ・施設全体（敷地等も含む）の有効活用策を検討し、複数の機能を有する施設となるよう努めます。
- ・計画的に予防保全を図り長寿命化を図ります。

10 集落の整備

(1) 集落機能の維持・向上

① 現況と問題点

ア 宅地整備事業

東日本大震災などの被災者対策、公共事業や商工業振興事業等に関連し、住宅用地の確保が必要となっている。

イ 地域コミュニティ機能

集落においては、少子高齢化、人口減少により相互扶助等の地域コミュニティ機能の低下が課題となっているほか、地域における諸活動を担う人材の不足が懸念されており、地域の担い手となる人材を確保し、その育成に努める必要がある。

また、複雑・多様化する地域の課題に対応するには、地域のことを「自分事」として捉え、地域住民が主体的に動いていくという住民意識の醸成が不可欠である。

これら、地域のことを地域で考えて解決していく「地域コミュニティ」の重要性を認識すること、またその意識を醸成していくことは、人口減少の中での「地域の自走化」を目指すための喫緊の課題である。

② その対策

ア 宅地整備事業

居住移転者等に対して、町が町有地や民地のあっせんを行う。また、まちづくりや新たな集落の形成に向けて、一定程度の規模を持つ用地を町が取得・整備し、居住移転者等に分譲するなど、積極的な対応を行う。

イ 地域コミュニティ機能

地域コミュニティ機能の維持・再生のため、地域自治組織等が行う自主的・自発的な活動を支援する地域づくり応援事業補助金のほか、地域おこし協力隊などの制度を活用した人材の確保によりさまざまな支援を行う。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	用地取得、造成事業 （宅地購入、あっせん）	小野町	
		普通財産施設解体事業 （老朽化施設を除却することにより財産価値を高め、さらに集落整備に向けた新たな事業に取り組む）	小野町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり応援事業 （地域住民による自主的、自立的な地域活動を支援する）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「(1) 集落機能の維持・向上」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

(1) 行政系施設（普通財産）

- ・廃校となった小学校等については、地域の活性化と振興発展につながる有効活用ができる事業者等の募集を継続し、既に賃貸借契約を締結している施設については、貸与者等により適切な管理を行います。
- ・工業用地等として活用できる場合は、施設の解体撤去や用地売却など、総量の削減に努めます。

(2) 集落の再編

① 現況と問題点

ア 集落の再編

本町では、地域の人と人とのふれあいや支え合いにより、互いに助け合い、健康で豊かな生活を築き、地域の発展を目指して行政区組織の確立を推し進めてきたところであり、現在、町内全域で27の行政区が組織されている。

各行政区では、地域の歴史や文化、一人ひとりの知恵や経験を大切に、地域活動を展開して地域の活性化に大きな貢献をしている。しかしながら、近年は働く場を求めて、若者の町外への流出が進み、若い世代の地域活動への参加が少ない状況にある。

また、人口減少と少子高齢化の進行により、これまで以上に地域での活動が難しい状況にある行政区もみられ、集落再編の検討も必要である。

イ 集落の維持・活性化

地域づくりの主体的な役割を担う行政区による地域活動を基本に、地域住民と各種関係団体が連携・協力して、地域住民が自主的に様々な地域活動を展開していくことが求められている。

ウ 活動拠点の整備

地域活動の拠点となる集会施設などがさらに活用されるよう、適切な管理運営に努めるとともに、施設の整備を図っていくことが求められている。

② その対策

ア 集落の再編

集落の再編は、当該地域の歴史や文化のほか、生活圏等の実態も勘案したうえで住民の意向に十分に配慮しながら、様々な視点から新たな枠組みを検討する。

イ 集落の維持・活性化

行政区による地域づくり活動に対する各種支援制度の情報を整理して効果的な活動ができるよう支援し、町民の連帯意識の高揚を図るとともに、活動の活性化及び自立

を促進する。また、地域住民と地域の各種団体が連携、協力して自主的に地域活動を継続していく環境を整備し、集落の維持・活性化を図っていく。

ウ 活動拠点の整備

集会施設の修繕、改築、増築など、活動拠点の整備を図るとともに、町民の協力を得ながら施設の維持管理を図る。

③ 計画

○ 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	活力ある地域づくり事業 （行政区長会への運営補助を行い、自主的な地域づくり活動を促進する）	小野町	
		地域づくり協議会の設置・運営事業 （行政区の枠を超えた新たな枠組みを基本に設置する地域づくり協議会の運営を支援する）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「(2)集落の再編」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第4章 施設分類別の基本方針」～

- (2) 町民文化・社会教育系施設（集会施設（各地域））
- ・計画的に予防保全を図り長寿命化を図ります。

11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等

① 現況と問題点

ア 文化財保護

町内には天然記念物などの多くの歴史資産があり、ふるさと文化の館において保存、管理、整備、活用が進められている。近年、経年劣化による有形文化財の修復や天然記念物の養生など保護環境整備が必要となり、計画的な養生・保全が求められている。また、無形文化財については、後継者不足に伴う継承活動や衣装、用具等の補修が必要となっている。各文化財の適切な管理継承のため、継続的な保護保全事業が求められている。

イ 文化・芸術活動の推進と地域交流

生涯学習においては、個人のライフスタイルや価値観が多様化し、地域住民の交流の場が少なくなりつつあり、幅広い年代層の方が相互に交流し学び合う機会の創出が求められている。町民の学習機会の提供と地域文化振興のため、サークル活動や芸術・文化団体の支援と育成を図っている。

ふるさと文化の館は、憩いの場、学びの場として町民に親しまれており、今後さらなる機能充実が求められる。

② その対策

ア 文化財保護

地域の財産である文化財を将来にわたって保存し継承していくために、有形重要文化財については、年次計画に基づき適正な管理・保存を行うとともに、保護と保全及び修繕に努める。無形文化財は、後継者の育成や衣装、用具等の補修・新調等に適切な助成と支援を行う。また、埋蔵文化財については、包蔵地の保全に努めるとともに、試掘・発掘の必要がある場合には適切に対応する。これら貴重な文化財を地域の魅力として町ウェブサイトやパンフレット等において広く情報を発信し、文化財の保護の認知度を高め、郷土愛あふれた地域づくりに資する。

イ 文化・芸術活動の推進と地域交流

町民の生涯学習ニーズが多様化する中、町民の生きがいづくり、地域づくりのための各種教室や講習会等の開催、青少年育成のための各種事業を推進していく。

また、著名人を招いての生涯学習講演会や、音楽等の芸術作品を鑑賞する公演会を実施し、地域活力の向上と住民相互の交流を推進し、地域活力あふれた地域づくりに資する。

ふるさと文化の館は図書館・美術館・郷土史料館・丘灯至夫記念館の機能を備えており、それぞれの特性を生かした管理運営及び事業の拡充を図るとともに、著名な美術作品等の展覧会等を開催し、住民の感性と創作意欲の向上を図り、芸術・文化の振興から、豊かな人間性の向上に資する。

③ 計画

○ 事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設	美術館の維持管理・環境整備 （芸術文化活動のための施設の維持管理・環境整備）	小野町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化財管理運営事業 （文化財の保存や保護、調査）	小野町	
		生涯学習事業 （生涯学習の推進を図るための教室、講座、講習会、講演会、公演会、読書活動の推進、各種事業の実施）	小野町	
		美術展・企画展・特別展事業 （美術作品等の展覧会を実施）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「（１）地域文化の振興等」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第４章 施設分類別の基本方針」～

（２）町民文化・社会教育系施設（社会教育系施設）

- ・将来の更新時等には、集約化・複合化や機能転換等を推進します。
- ・計画的に予防保全を図り長寿命化を図ります。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギー利用推進

① 現況と問題点

本町においては、地域における地球温暖化対策を推進するため、平成 22 年度より太陽光発電設備設置補助金事業を実施するなど、「小野町地域新エネルギービジョン」に基づき再生可能エネルギーの導入を推進してきた。また、平成 30 年度からは「未来へおのまち総合計画」の施策の一つとして、再生可能エネルギーの積極的な導入を目指している。

それらの取り組みの成果として、本町が所有している公共施設等のうち、防災拠点や災害時等に町民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設に対して太陽光発電設備や蓄電池等の再生可能エネルギー設備を導入し、東日本大震災の教訓を踏まえて災害等の緊急時のエネルギーの確保を図る施設整備を行った。

今後も再生可能エネルギー導入推進を図るため、再生可能エネルギー導入に対する各種支援策のほか、更なる普及啓発活動の構築が必要となるほか、再生可能エネルギーの種類が太陽光発電に偏重しているところ、太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入を積極的に促進する必要がある。

② その対策

地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入促進を図るため、「未来へ おのまち総合計画」に基づき、再生可能エネルギー導入に対する支援策を講ずる。

また、事業者、学校、NPO 等民間団体、行政など多様な主体の連携等により、バイオマスや水素といった新たな技術を利用した再生可能エネルギーの普及啓発に努める。

③ 計画

○ 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	新エネルギー推進事業 （町内への再生可能エネルギー導入促進を図るため、家庭用太陽光発電設備を導入する際に設置費用の一部を補助する）	小野町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 役場庁舎整備推進

① 現況と問題点

本庁舎は建築後 60 年以上経過しており、耐震性の不足や施設・設備の老朽化、建物の狭あい化、バリアフリー対応等維持改修が必要な箇所が多い。

また、令和元年度東日本台風の際には、庁舎敷地の一部が浸水してしまうなど、現在の場所では、災害規模によって防災拠点として機能しない可能性がある。

② その対策

役場庁舎の位置、機能、規模、整備時期・手法などの整備方針を定めるため、新庁舎建設基本構想・基本計画を策定し、計画に基づきできるだけ早い時期の完成を目指し取り組むこととする。

③ 計画

○ 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	その他	役場庁舎整備推進事業 （新庁舎建設基本構想・基本計画の策定、役場新庁舎建設）	小野町	

④ 公共施設等総合管理計画等との整合

「（1）情報通信基盤の整備」における施設等の整備については、小野町公共施設等総合管理計画の施設分類別の基本方針に従い、公共施設等の適正配置、適正管理に努める。

【小野町公共施設等総合管理計画抜粋】

～「第 4 章 施設分類別の基本方針」～

（1）行政系施設（庁舎等）

- ・災害時の避難場所等に指定されている施設や東日本大震災の復興において重要なインフラ施設については、重要度を勘案しながら、耐震化等の改修を優先し、計画的に対策を講じて、必要に応じて個別の長寿命化計画を策定します。
- ・構造等により長寿命化等ができない施設については、整備計画を作成します。

(2) 結婚支援

① 現況と問題点

本町においても全国的な傾向と同様、晩婚化・未婚化が進んでおり、本町の出生数も減少傾向にある。

国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」によると、結婚後 15 年から 19 年経過した夫婦がもうけている子どもの数は平均 1.94 人であり、独身者が結婚すると 2 人の子どもが産まれることが見込まれる。

町で実施した地方創生のアンケートでは、今後の結婚に関する希望が「わからない」「いずれ結婚するつもり」がそれぞれ約 3 割を占め、「結婚しやすい、結婚したいと思える環境をつくる支援（複数回答）」では、結婚・出産後も働きやすい労働環境の整備

や支援のほか、男女の出会いの場の提供などの割合が高く、公的な結婚支援を行うことの必要性が大きい。

② その対策

町内の各種団体等や広域圏の自治体と連携し、独身男女の交流を深めるため、積極的な支援を行う。また、結婚希望者のニーズを的確に把握し、イベントの開催に限らず時代に即した多様な方法を検討し、出会いの場創出に努める。

③ 計画

○ 事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	結婚支援事業 （町内の独身男女の掘り起こしや結婚に関する情報提供、出会いの場創出に対し支援等を行う）	小野町	

○事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業	移住・定住推進事業 (関係人口及び定住人口の拡大を図り、地域の活性化に資するため、移住者や在住者への支援を行う)	小野町	
		地域おこし協力隊設置事業 (地域外の人材を受け入れ、地域の活力の維持・強化を図るため、小野町地域おこし協力隊を設置し、隊員の募集活動や着任した隊員の活動支援等を行う)	小野町	
		ふるさと納税事業 (関係人口創出のため、ふるさと納税制度を活用する)	小野町	
		地域間交流事業 (地域間の友好関係・協力体制の構築や地域の活性化のため、友好都市等との地域間交流を行う)	小野町	
		子ども達の学習支援 (高度情報化通信機器等に代表される新たな教材を十分活用するための支援)	小野町	
		人材育成事業(人・地域づくり公営塾(仮称)) (町民の探究心を掘り起こし、知識や経験に基づく自信から、地域活性化の核となる人材を育成)	小野町	
		国際交流事業(外国人社会教育指導員配置事業) (町民の英語学習を支援するための外国人社会教育指導員配置)	小野町	
		国際交流事業(中学生の翼事業) (国際感覚を持った人材を育成するための海外体験事業)	小野町	
		小・中学生国際交流体験事業 (小・中学生を専門研修施設に派遣し、生の英会話・異文化体験を行う事業)	小野町	
2 産業の 振興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業	小野高等学校連携推進事業 (小野高校の更なる魅力向上に資するための事業)	小野町	
		福島県産農林水産物PR支援事業 (県内外への農林水産物のPRを実施し、風評被害の払しょくを図る)	小野町	
		水田農業振興事業 (水稻の病害虫対策のため、薬剤購入補助、色彩選別機の導入等を行い、水田農業の振興を図る)	小野町	
		農地集積事業 (農業経営基盤の強化を図るため、「人・農地プラン」を策定する)	小野町	
		6次産業化事業 (地域資源を活用した6次産業化商品の開発を行い、農業者の収入安定、営農意欲の向上を図る)	小野町	
		発酵のまちづくり推進事業 (発酵食品の原料として地元の農産物を活用し、発酵食品の普及による町民の健康増進を図る)	小野町	
		ミネラル野菜づくり推進事業 (ミネラル野菜栽培の基礎となる堆肥施用による土づくりを推進するための取り組みを行い、高付加価値化による所得の向上や産地化を図る)	小野町	
		畜産振興事業 (優良な乳・肉用雌牛の導入のため、組合等へ導入補助を行い畜産業の振興を図る)	小野町	
		有害鳥獣駆除事業	小野町	

		(イノシシなどの有害鳥獣駆除の意欲向上のための報償費の支給や狩猟者登録への支援を行い、農作物の被害対策を推進する)		
		中小企業経営合理化資金保証融資事業 (保証協会への原資貸付を行うことで、町内中小企業の経営基盤強化に必要な資金の融通を促進する)	小野町	
		小町ふれあいフェスタ支援事業 (産業及び芸術文化のPRイベントへの参加支援をすることにより、町内外に情報発信を図る)	小野町	関係人口の創出につながるなど、事業効果は一過性でなく、持続可能な将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。
		活力ある商店街支援事業 (町内事業所や団体が連携したまち歩き企画や特産品販売PR事業等を支援することにより、町内外に情報発信を図る)	小野町	
		企業誘致推進事業 (町内への企業誘致を図るため、工業用地のPR活動や適切な維持管理を行う)	小野町	
		ふるさと新卒者就労応援金事業 (町内における雇用確保のため、町内企業に就職した新卒者に就労応援金を交付する)	小野町	
		立地企業の支援拡充事業 (立地企業の雇用対策支援など企業ニーズに合った支援を行う)	小野町	
		創業支援事業 (チャレンジショップやレンタルオフィスを運営し、町内での出店や創業を目指す方の支援やクラウドファンディングを活用する事業者等に対し、費用の一部を補助する)	小野町	
		商工関係団体補助 (町内商工団体に補助を行い、商工業及び地場産業の振興と育成を図る)	小野町	プレミアム付商品券発行支援を含むこの事業は、地域経済の好循環を生み出すことで、持続可能な地域社会の形成や地域資源を活かした地域活力の更なる向上が図れるなど事業効果は一過性でなく、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。
		街路灯協議会補助 (中心市街地に設置している街路灯の維持管理の補助を行い、商店街の環境美化及び賑わいを図る)	小野町	
		観光PR事業 (観光パンフレット等を作成して町内外でのPRを行い、誘客の増加を図る)	小野町	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	リカちゃん通りサマーイルミネーション事業 (記念イベントを開催し、地域の賑わいと観光客の増加を図る)	小野町	関係人口の創出につながるなど、事業効果は一過性でなく、将来にわたり地域の持続的発展に資する事業である。
		緑とのふれあいの森公園管理運営事業 (施設の運営及び維持管理を委託し、町内外の利用者増加を図る)	小野町	
		防災行政用無線設備保守管理 (既存設備を継続的に管理運営することにより、情報技術の地域格差を是正したいため、防災行政用無線設備の保守管理を行う)	小野町	

		光ファイバ (IRU)保守管理 (既存設備を継続的に管理運営することにより、情報技術の地域格差を是正したいため、IRU 区間の保守管理を行う)	小野町	
		情報化推進事業 (様々な情報発信ツールを活用し、町政情報や観光情報等を発信するほか、AI チャットボットや住民通報機能、施設予約機能等の導入により、行政サービスのデジタル化を図り、住民の利便性向上及び事務の効率化につなげる。)	小野町	
		動画配信事業 (町のPR動画を配信し、町内外に町の魅力をアピールすることで、定住・交流・関係人口の増、企業誘致等につなげる。)	小野町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	路線バス維持対策 (町内における移動手段確保のため、バス事業者への助成を行い、生活交通の維持を図る。①小野線②小野・石川線③永田経由後川線)	小野町	
		新公共交通システム整備 (町内における移動手段確保として、タクシー利用料金助成事業(おの町えがおタクシー)を実施する)	小野町	
		高齢運転者の交通事故防止対策 (高齢運転者の交通事故防止対策として、自動車急発進防止装置設置費用の助成を行う。)	小野町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	ごみ減量化推進事業 (ごみの減量化推進により快適な生活環境の整備を図る)	小野町	
		塵芥処理事業 (ごみの収集運搬業務を委託により実施し、快適な生活環境を整備する)	小野町	
		井戸掘削等費用の助成	小野町	
		空き家・空き地バンクの運用 (本町における空き家状況を把握し、空き家・空き地バンクへの登録を促す)	小野町	
		空き家の利活用 (空き家に居住を希望する者に対し、居住するための費用を一部助成する)	小野町	
		備蓄物資等の充実 (災害等に備えるため、備蓄食料、倉庫等の充実を図る)	小野町	
		自然環境整備・保護事業(高柴山ヤマツツジ、夏井千本桜等) (高柴山ヤマツツジや夏井千本桜等自然環境の整備・保護を行う)	小野町・関係団体	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	子育て支援医療事業 (高等学校在学者までの幼児、児童及び生徒の医療費を無料化し、健やかな成長を支援する)	小野町	
		放課後児童クラブ (子どもの居場所づくり)	小野町	
		子育て応援事業 (①出生児の保護者に応援金の支給、②育児世帯支援給付金の支給、③段階的節目の支援)	小野町	
		子育て支援事業 (地域の子育て支援や乳児宅の訪問、子育てサポーター等の派遣)	小野町	
		妊産婦医療費等の助成 (妊産婦の医療費や交通費を助成し安心して出産できる環境整備)	小野町	
		幼児保育充実事業	小野町	

		(教材費・給食費等 保護者負担の軽減)		
		子ども虫歯予防事業 (2歳から4歳までのフッ素塗布及び5歳から中学3年生までのフッ化物洗口を実施し虫歯予防を図る)	小野町	
		健康増進事業 (健診結果説明会や健康教室、訪問指導を通じ成人期の健康づくりを図る)	小野町	
		障がい者(児)地域生活支援事業 (障がい者(児)が地域で生活するために必要な事業(日中一時支援等)を提供する)	小野町	
		地域・在宅福祉推進事業 (高齢者の社会的関わり促進のため、老人クラブの活動を支援する)	小野町	
		地域・在宅福祉推進事業 (高齢者の生きがいづくりのため、小野町シルバー人材センター運営費の一部を支援する)	小野町	
		地域・在宅福祉推進事業 (近年増え続ける一人暮らしの高齢者の安全安心確保のため、緊急通報システム機器の設置を推進する)	小野町	
		介護保険対策事業 (適正な介護保険制度運営のための事務経費を負担する)	小野町	
		介護保険対策事業 (外部から主任介護支援専門員、社会福祉士等を受け入れ、研修させその資質向上を図る)	小野町	
		介護保険対策事業 (介護予防のさらなる推進を図るため、地域支援事業の経費の一部を負担する)	小野町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	公立小野町地方総合病院医師確保事業 (常勤医師の派遣に係る要望活動を継続的に行う)	小野町	
		その他事業 (田村地方在宅当番医制度事業委託)	小野町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	スクールバス運行委託経費 (遠距離児童生徒のためのスクールバスの運行委託経費)	小野町	
		給食センター管理運営事業 (給食調理運搬業務委託)	小野町	
		給食調理器具の維持管理、更新	小野町	
		特別支援教育推進事業 (支援を要する児童生徒その保護者に対する支援、就学相談支援)	小野町	
		学力向上チャレンジプラン事業 (児童生徒の英検、漢検、数検の受検助成)	小野町	小学校 中学校
		中学生サマーショートプログラム (長期休業期間に短期講習実施)	小野町	中学校
		外国語理解推進事業 (外国語指導助手の配置)	小野町	
		地域と学校の連携・協働事業 (学校・地域・行政連携による地域活性化と学力)	小野町	地域、小・中学校、 高校
		放課後子ども教室 (子どもの居場所づくり)	小野町	小野小学校
		図書資料等の整備 (情報収集のための図書・視聴覚資料、逐次刊行物の整備と、読書活動推進のための環境整備)	小野町	
		スポーツ振興事業 (町民の健康増進・体力向上を図るための各種スポーツ事業の推進)	小野町	

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり応援事業 (地域住民による自主的、自立的な地域活動を支援する)	小野町	
		活力ある地域づくり事業 (行政区長会への運営補助を行い、自主的な地域づくり活動を促進する)	小野町	
		地域づくり協議会の設置・運営事業 (行政区の枠を超えた新たな枠組みを基本に設置する地域づくり協議会の運営を支援する)	小野町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化財管理運営事業 (文化財の保存や保護、調査)	小野町	
		生涯学習事業 (生涯学習の推進を図るための教室、講座、講習会、講演会、公演会、読書活動の推進、各種事業の実施)	小野町	
		美術展・企画展・特別展事業 (美術作品等の展覧会を実施)	小野町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	新エネルギー推進事業 (町内への再生可能エネルギー導入促進を図るため、家庭用太陽光発電設備を導入する際に設置費用の一部を補助する)	小野町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	結婚支援事業 (町内の独身男女の掘り起こしや結婚に関する情報提供、出会いの場創出に対し支援等を行う)	小野町	